

社会教育の推進を支える人材の在り方について

【現状】

- 司書・学芸員の数が増加する一方、社会教育主事の数も減少し、未配置の自治体が増加。



資料3 別添1 2.

- 社会教育法等の改正（H20）等により、専門的職員の資質向上のため、司書・学芸員について資格要件を見直すとともに、文部科学省及び都道府県における研修を努力義務化。平成24年4月1日より施行。



資料3 別添1 3.

- 社会教育主事は、地域の社会教育を推進するために重要な役割を期待されている。



資料3 別添1 4.

- 他方で、学校や家庭、地域における教育支援活動を実施するに当たっては、地域の様々な人材が活躍している。

- 様々な地域の人材を教育支援人材等として認証する資格認証制度が、大学や民間団体等により創設されている。



資料3 別添1 5.

【論点】

- ① 今後、多様な主体が連携しながら社会教育を推進するために、どのような役割・専門性をもつ人材が必要か。
- ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」（平成20年中央教育審議会）において、今後地域の学習活動を推進するに当たって、行政の専門的職員が中核的役割を果たしつつも、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠であること、社会教育主事は、地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすべきことが提言。
 - ・本分科会では、これまでに以下のような指摘がなされた。
（社会教育の推進に必要な専門性について）
 - －地域の資源をコーディネートする役割がますます重要となっている。
 - －コーディネーターは地域の人々とのネットワークをいかに持っているかが重要。
 - －地域で社会教育を進めるためにはコーディネーターのコーディネーターが必要だが、その役割を果たす社会教育主事や公民館主事が減っている。
 - －当事者性を高めるような学習へと学びのスタイルを変革するうえで、熟議よりも一歩踏み込んだファシリテーションが行えるようなスタイルに変わっていくべき。
 - （社会教育主事の役割について）
 - －地域の人材がリーダーとなって活躍するとき、社会教育主事のスキルが問われる。
 - －社会教育主事は「まちづくり主事」などとして、他部署と連携しながら地域の資源をどのように活用するかを企画し、まちづくりにつなげていくことが求められる。
 - －それほど数の多くない社会教育主事だけで「新しい公共」などの地域の課題がすべて担えるとは思えない。
 - －社会教育主事は人口に応じて一定数が必要だが、地域のさまざまな人材が主体的に動くための黒子、アドバイザーとして、住民の意識を育てていく役割を担うべき。
 - －社会教育主事の担う役割は、首長部局でも人材を育て、職員全員でやるべきこと。
 - －地域資源が豊富な地域とそうでない地域とでは、社会教育の在り方も違っており、必要な人材の在り方や育て方も異なる。社会教育主事を強化することもあれば、全く新しいタイプの人材を育成することもあり、多様なあり方の中で社会教育をどう展開していくかを考える必要がある。

② このような人材を、誰がどのように養成すべきか。また、国・都道府県・市町村・大学・民間団体等の役割分担はどうあるべきか。

・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」（平成20年中央教育審議会）において、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある、とされた。

・社会教育を推進するコーディネーターを育成するため、社会教育・生涯学習についての基礎知識や関連領域の知識・スキルのみならず、コーディネート・コミュニケーションや地域情報の収集・組織化・提供に関する理解とスキルを育成するための研修プログラムの構造モデルが提案されている。（資料3 別添3 参考資料）

・本分科会では、これまでに以下のような指摘がなされた。

（行政の専門的職員の育成について）

－今までの学部教育を基本とした単線的人材育成から、社会人大学院や夜間大学、放送大学等を活用した複線的人材育成を考えるべき。

－実際に地域のコミュニティづくりを進める中で人材は育つ。今の社会教育主事講習だけでは人材は育たないのではないか。

－司書・学芸員は数が増えているが、指定管理者制度など懸念も多く、配慮が必要。

（地域の人材の育成について）

－特定の分野だけでなく全体を見渡せる人材が必要だが、社会教育はどんなに拡大しても「教育」ととどまる。教育課題が他の分野と密接に関連することを理解して、民間を含めた人材育成を考える必要がある。

－専門的職員でなくても果たせる役割はたくさんある。地域の人材がそれぞれのできることを持ち寄り、地域をよくするために参加させていくことが重要。

－各大学で行われている学習支援人材の資格認証などの取組を奨励するべき。

－専門家を育成するのではなく、すべての住民がファシリテーターとなり、自ら問題を発見し、解決していけるようなスタイルを目指すべき。

－地域ごとに異なる課題を解決するため、ファシリテーターが必要だが、そのための方法を確立する必要がある。企業で行われているQCサークルなどの問題解決手法や、認知科学をも用いたデータ処理の方法などを組み合わせて、スキルとツールを開発すべき。

生涯学習分科会(第65回) 社会教育の推進を支える人材の 在り方に関する基礎データ集



平成24年5月18日

文部科学省 生涯学習政策局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 専門的職員制度の概要	2
2. 専門的職員の人数等の推移	4
○社会教育専門職員の人数の推移	5
○社会教育主事の人件及び配置率の推移	6
○司書・学芸員数の推移及び一館当たりの人数等	7
3. 専門的職員の資質向上	9
○平成20年社会教育法等改正の趣旨と概要	10
○専門的職員の資格要件の見直し	11
○文部科学省が実施している資質向上研修事業の概要	14
○社会教育施設における職員の研修の実施状況	16
4. 社会教育主事の活動と専門性	19
○社会教育主事に求められる能力及び専門性	20
○社会教育・社会教育主事に対する認識	22
○社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況	24
○大学において社会教育専門職資格を取得した卒業者の進路	25
○社会教育主事有資格者を活用する工夫・仕組みの状況	26
5. 教育支援人材等の資格認証制度	28
○人材を認証する仕組みの現状	29
○認証制度の例	31

(参考)社会教育を推進するコーディネーターの役割及び資質向上に関する調査研究報告書

1. 専門的職員制度の概要

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

1 職務の概要

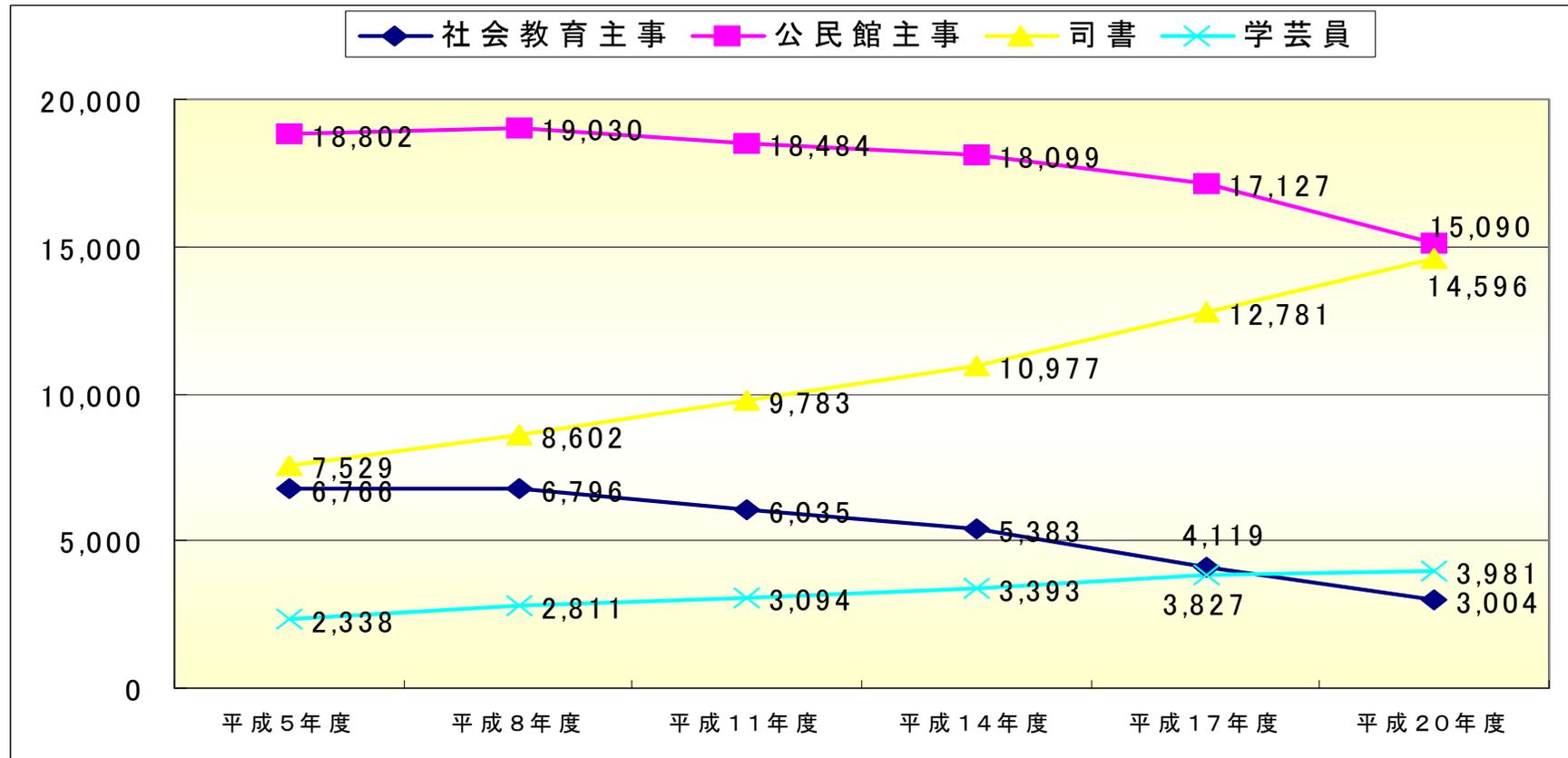
学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

2. 専門的職員の人数等の推移

社会教育専門職員の人数の推移



(人)

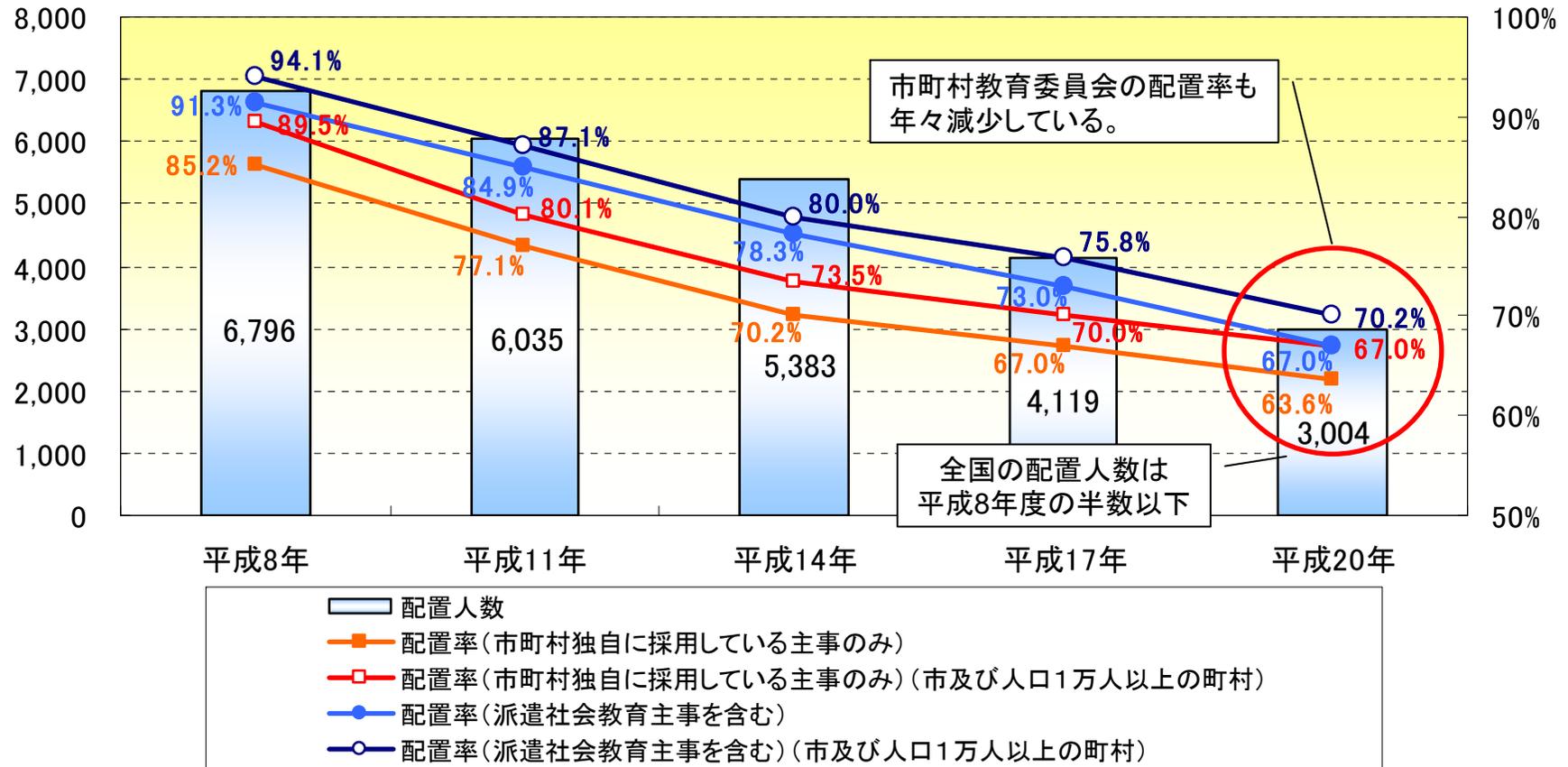
区分	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
社会教育主事	6,766	6,796	6,035	5,383	4,119	3,004
公民館主事	18,802	19,030	18,484	18,099	17,127	15,420
司書	7,529	8,602	9,783	10,977	12,781	14,596
学芸員	2,338	2,811	3,094	3,393	3,827	3,990

(出典)社会教育調査

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

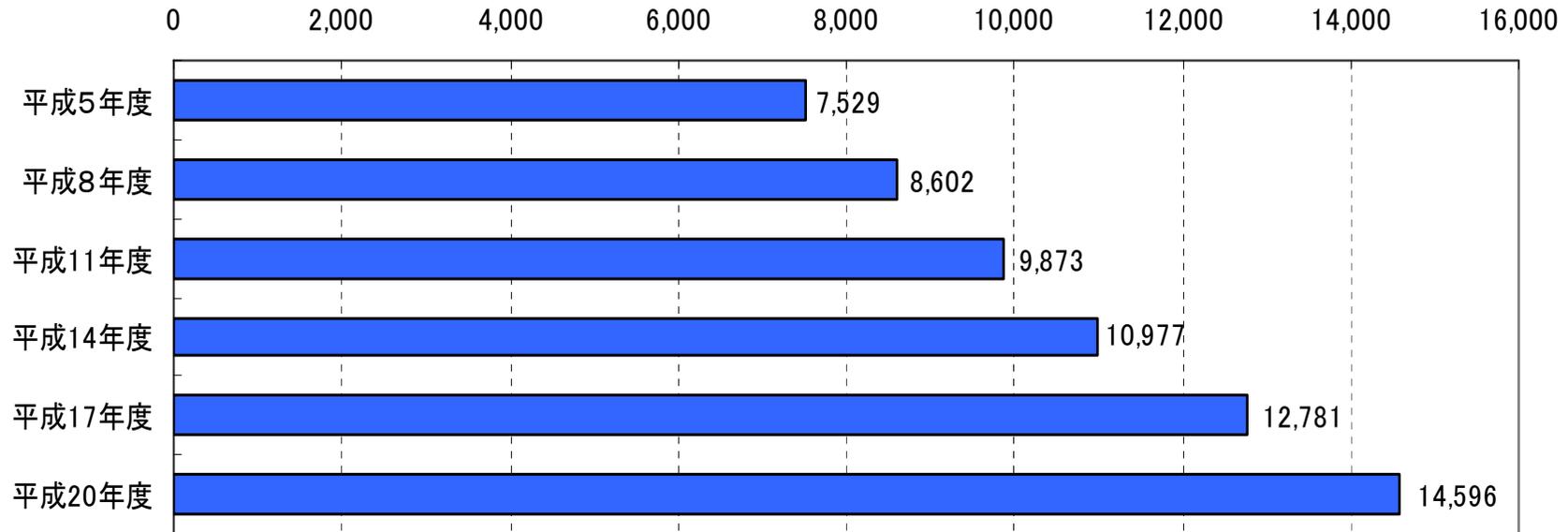
教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



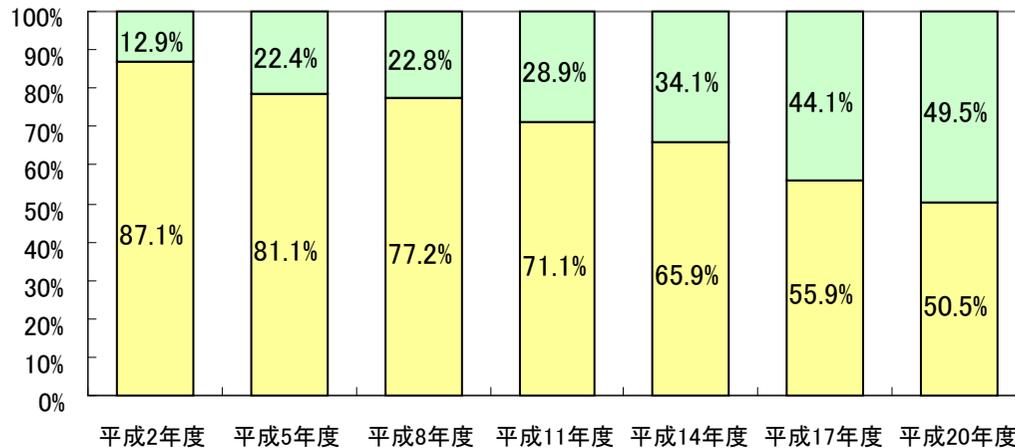
(出典)社会教育調査

司書数の推移及び一館当たり人数等

○司書数の推移



○図書館非常勤職員・非常勤以外の割合の推移

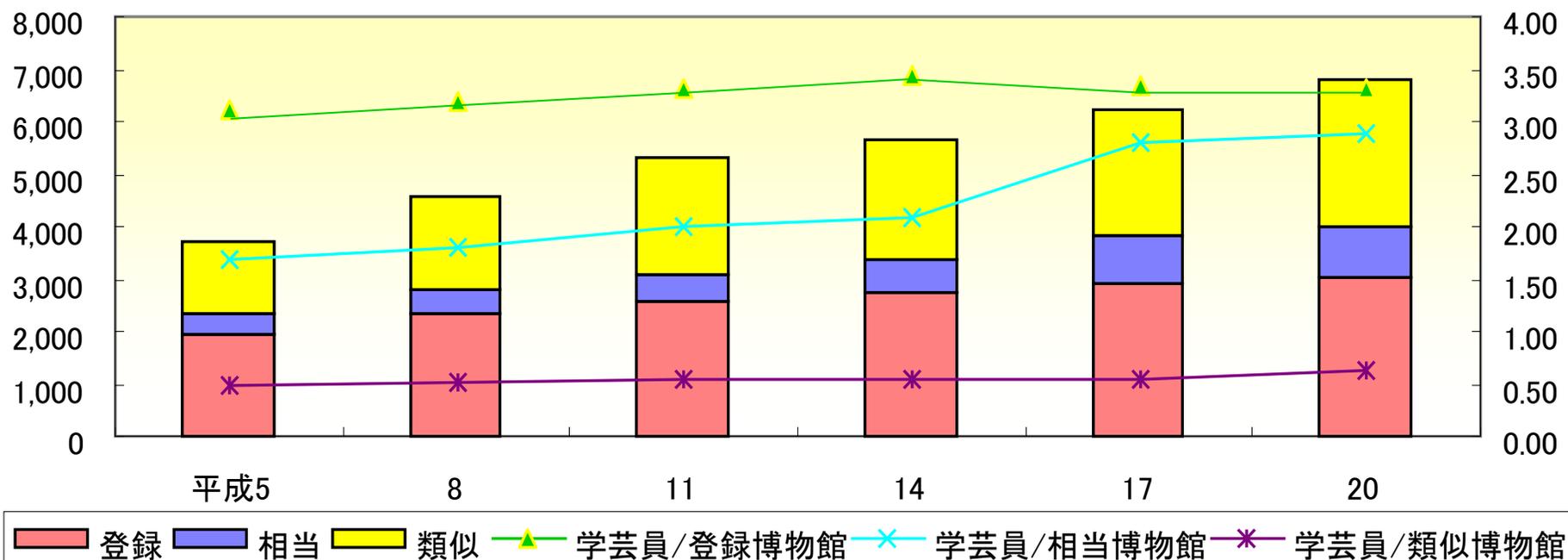


○1館当たり司書数
4.6人 (H20年度)

■ 非常勤職員
■ 専任・兼任職員

(出典)社会教育調査

学芸員数の推移及び一館当たり人数



区分	平成5	8	11	14	17	20
登録	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012
相当	409	483	550	627	929	978
類似	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796
学芸員/登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.32
学芸員/相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.87
学芸員/類似博物館	0.48	0.50	0.55	0.53	0.54	0.62

3. 専門的職員の資質向上

社会教育法等の一部を改正する法律(平成20年法律第59号)

趣旨

教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

概要

I. 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等

- 教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定を整備する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供を追加するとともに、これに関連して社会教育主事の職務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加する。(社会教育法)
- 家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会の事務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 図書館及び博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加する。(図書館法、博物館法)

II. 社会教育施設の運営能力の向上

- 公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

III. 専門職員の資質の向上と資格要件の見直し

- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等の研修を行うよう努めるものとする。(図書館法、博物館法)
- 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、社会教育主事、司書及び学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。(社会教育法、図書館法、博物館法)
- 司書及び司書補に係る資格要件の見直しを行う。(図書館法)
 - ・ 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定める(※)。
 - ・ 高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することとする。

IV. その他

- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付について調査審議する審議会等に代えることができることとする。(社会教育法)

施行期日

公布の日(平成20年6月11日)(ただし、(※)については平成22年4月1日)

専門職員の資質の向上と資格要件の見直し

- 文部科学大臣、都道府県教育委員会は、司書、学芸員等の研修を行うよう努める。
- 社会教育施設等における一定の職に3年以上 あったことを、社会教育主事、司書、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。
- 司書、司書補に係る資格要件の見直しを行う

○図書館法施行規則の一部を改正する省令

【背景】

- 図書館を取り巻く社会の変化や新たな課題
- 図書館運営に新しい視点・方策が必要
- 図書館に関する科目の明確化への要望

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」において大学における司書養成科目を検討(平成18年9月～平成21年2月)

図書館法施行規則の一部を改正する省令
(平成21年4月30日文部科学省令第21号)
14科目20単位以上 → 13科目24単位以上

○博物館法施行規則の一部を改正する省令

【背景】

- 社会の変化と博物館の変遷
- 今日の博物館が抱える課題
- 今後、期待される博物館の機能

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」において大学における学芸員養成科目を検討(平成19年9月～平成21年2月)

博物館法施行規則の一部を改正する省令
(平成21年4月30日文部科学省令第22号)
8科目12単位以上 → 9科目19単位

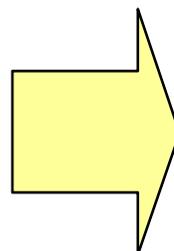
「図書館に関する科目」新旧比較表

<現行科目>

<改正科目>

平成24年4月1日～

No.	科目名	単位数	No.	科目名	単位数
必修科目	1 生涯学習概論	1単位	選択科目 1 3 ・ 1 4	図書及び図書館史	2科目選択(2単位)
	2 図書館概論	2単位		資料特論	
	3 図書館経営論	1単位		コミュニケーション論	
	4 図書館サービス論	2単位		情報機器論	
	5 情報サービス概説	2単位		図書館特論	
	6 児童サービス論	1単位	(14科目20単位)		
	7 レファレンスサービス演習	1単位			
	8 情報検索演習	1単位			
	9 図書館資料論	2単位			
	10 専門資料論	1単位			
	11 資料組織概説	2単位			
	12 資料組織演習	2単位			



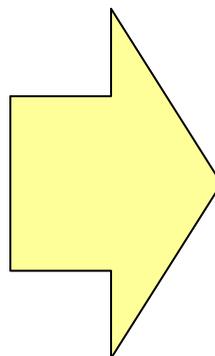
No.	区分	科目名	単位数	No.	科目名	単位数		
必修科目	基礎科目	1 生涯学習概論	2単位	選択科目 1 2 ・ 1 3	図書館基礎特論	2科目選択(2単位)		
		2 図書館概論	2単位		図書館サービス特論			
		3 図書館情報技術論	2単位		図書館情報資源特論			
		4 図書館制度・経営論	2単位		図書・図書館史			
	図書館サービスに関する科目	5 図書館サービス概論	2単位		図書館施設論			
		6 情報サービス論	2単位		図書館総合演習			
		7 児童サービス論	2単位		図書館実習			
	図書館情報資源に関する科目	8 情報サービス演習	2単位		(13科目24単位)			
		9 図書館情報資源概論	2単位					
		10 情報資源組織論	2単位					
		11 情報資源組織演習	2単位					

「博物館に関する科目」新旧比較表

<旧科目>

No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目12単位)



<新科目> 平成24年4月1日～

No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論(新設)	2単位
6	博物館展示論(新設)	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論(新設)	2単位
9	博物館実習	3単位

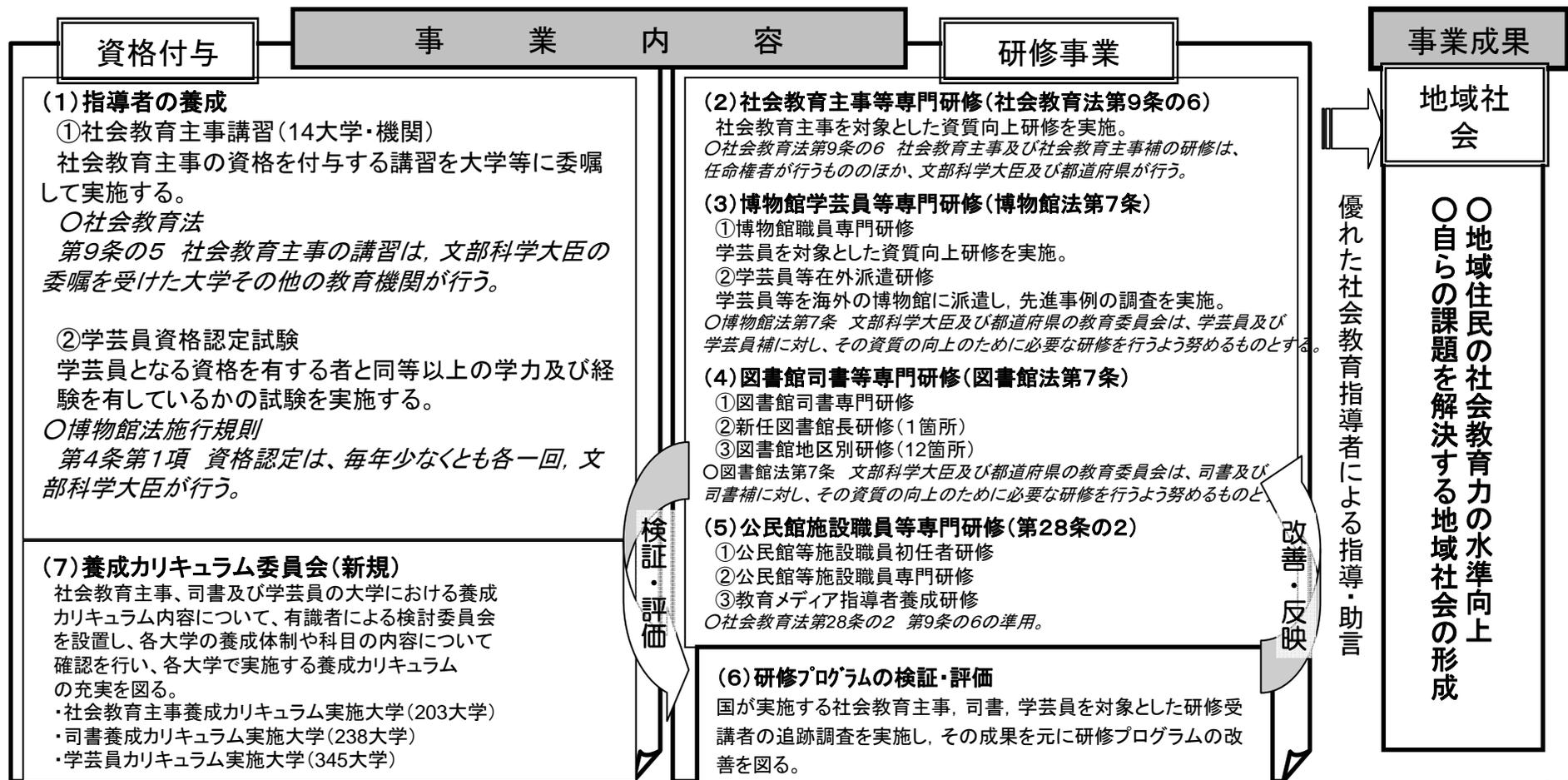
(9科目19単位)

文部科学省が実施している資質向上研修事業の概要

(前年度予算額 81百万円)
24年度予算額 73百万円

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習、及び、博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。
また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。



文部科学省が実施する研修事業の受講者数

(1) 指導者の養成

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
①社会教育主事講習	1,201	1,048	1,043	931	804	754	871
社会教育主事講習[A]	93	74	81	78	70	58	63
社会教育主事講習[B]	196	190	185	164	161	185	239
社会教育主事講習(大学)	912	784	777	689	573	511	569
②学芸員資格認定試験	318	315	307	332	262	302	261
試験認定	144	125	112	114	105	113	125
試験認定(全科目免除)	76	109	100	109	94	79	46
無試験認定	98	81	95	109	63	110	90

(2) 社会教育主事等専門研修

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社会教育主事専門講座	40	44	49	41	39	39	44

(3) 博物館学芸員等専門研修

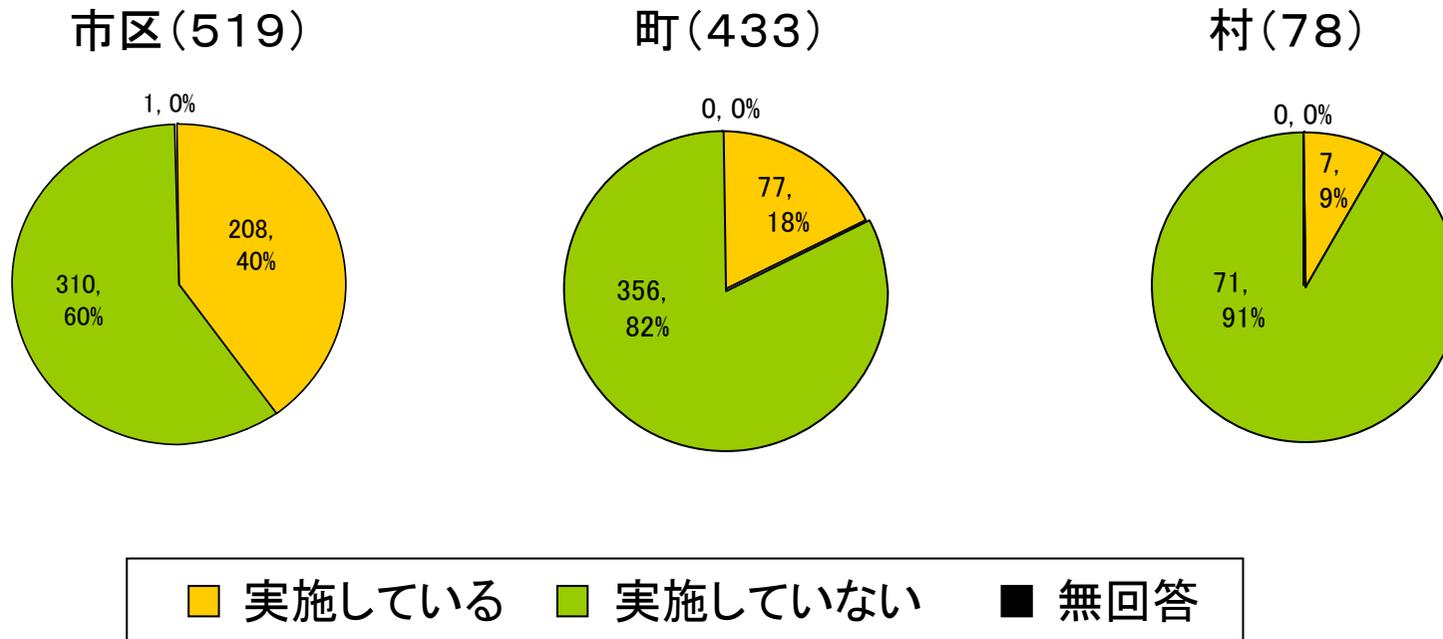
事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
①博物館職員講習(～H20まで実施)	20	25	21	26	26		
②博物館学芸員専門講座						47	31
③博物館長研修						51	56
②学芸員等在外派遣研修	6	7	6	6	4	6	5

(4) 図書館司書等専門研修

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
①図書館司書専門研修	66	66	54	55	64	62	56
②新任図書館長研修	225	210	217	216	212	214	208
③図書館地区別研修	703	790	645	735	725	698	791

公民館職員の研修の実施状況

職員の資質向上を目的に公民館設置者として研修を実施した市区町村の数・割合（平成21年度）

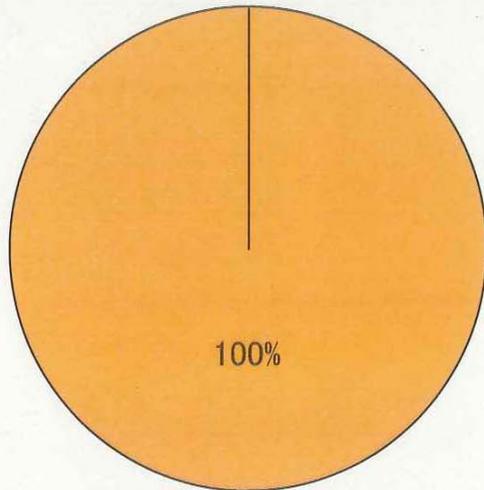


	市区(519)	町(433)	村(78)
実施している	208	77	7
実施していない	310	356	71
無回答	1	0	0

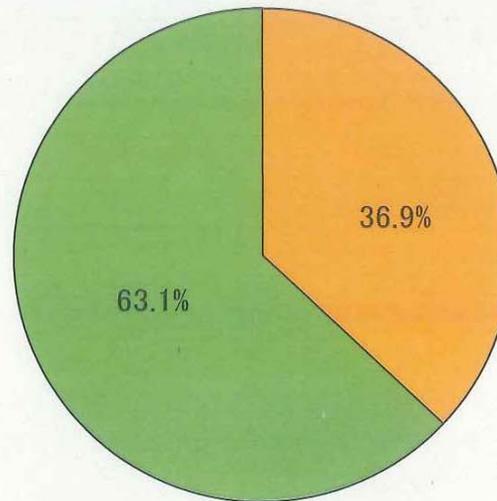
図書館職員の研修の実施状況

図書館職員の研修は、市区では約6割、町村では約9割で行われていない。

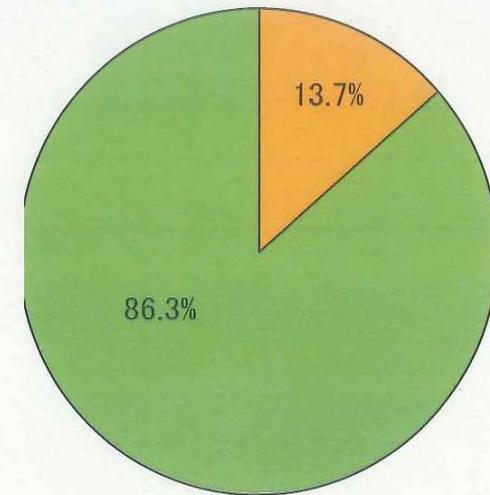
都道府県(47)



市区(772)



町村(525)



■ 実施している ■ 実施していない

出典: 公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書

平成19年3月 (全国公共図書館協議会)

博物館職員の研修の実施状況

学芸員職員の設置者別研修状況

	自館の研修 (%)						他の研修への派遣・参加 (%)				
	N =	定期的 に実施	不定期 に実施	実施し ていな い	配置さ れてい ない	無回答	させて いる	させて いない	配置さ れてい ない	無回答	
全体	2,257館	2.2%	10.1%	60.8%	18.7%	8.1%	51.9%	16.8%	22.6%	8.7%	
設置者	国立	55	5.5	12.7	54.5	18.2	9.1	49.1	14.5	27.3	9.1
	都道府県立	328	7.0	14.0	60.7	14.6	3.7	69.5	10.4	16.2	4.0
	市立	983	1.5	9.1	62.2	19.6	7.6	54.3	14.9	23.0	7.8
	町村立	352	0.0	2.3	57.4	29.5	10.8	37.8	14.2	36.1	11.9
	公益法人	384	1.0	14.6	68.5	9.1	6.8	49.7	28.1	13.8	8.3
	会社個人等	155	2.6	14.8	43.9	21.3	17.4	36.8	21.3	23.9	18.1

(出典)文部科学省委託

「日本の博物館総合調査研究報告書」(平成21年3月)

4. 社会教育主事の活動と専門性

社会教育主事に求められる能力及び専門性

【社会教育主事の職務】

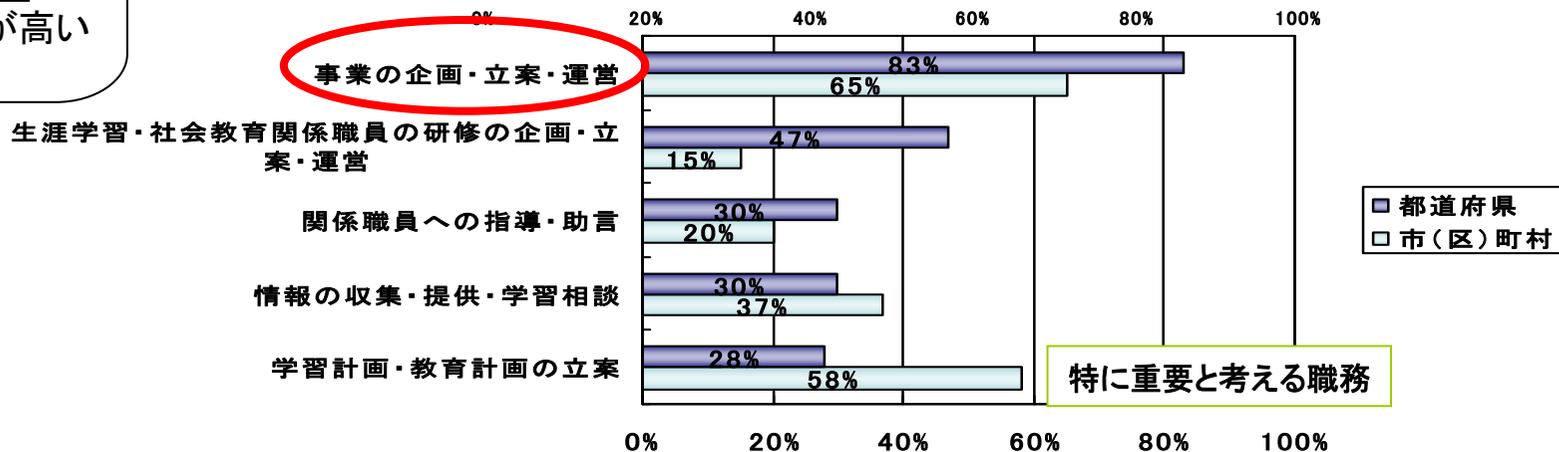
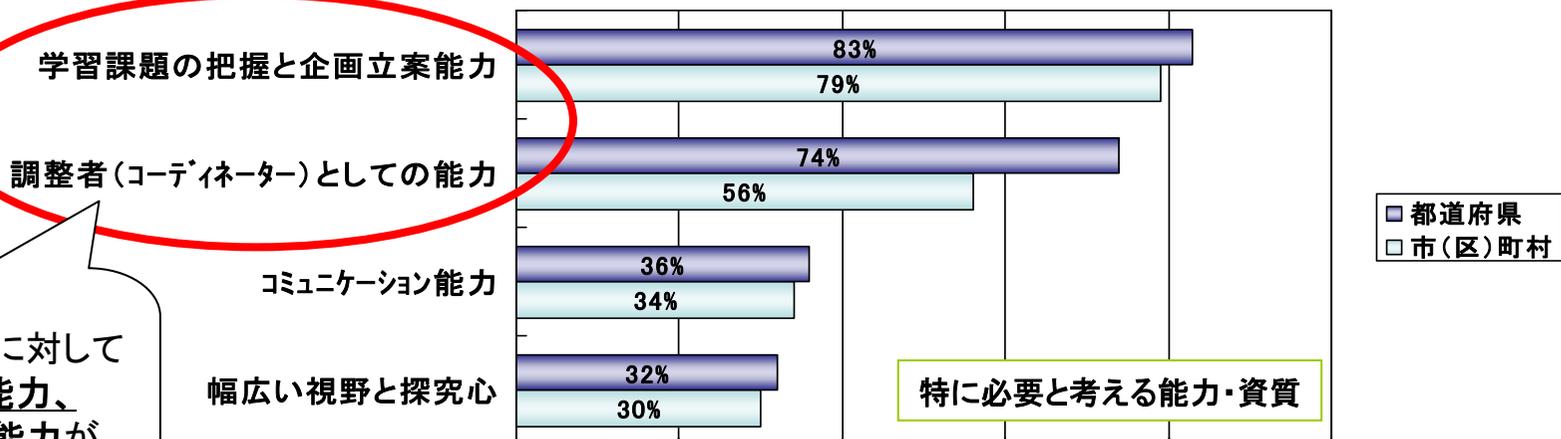
○社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

○ 社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

○ 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネート能力が求められる割合が高い



社会教育主事講習の内容

◇社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

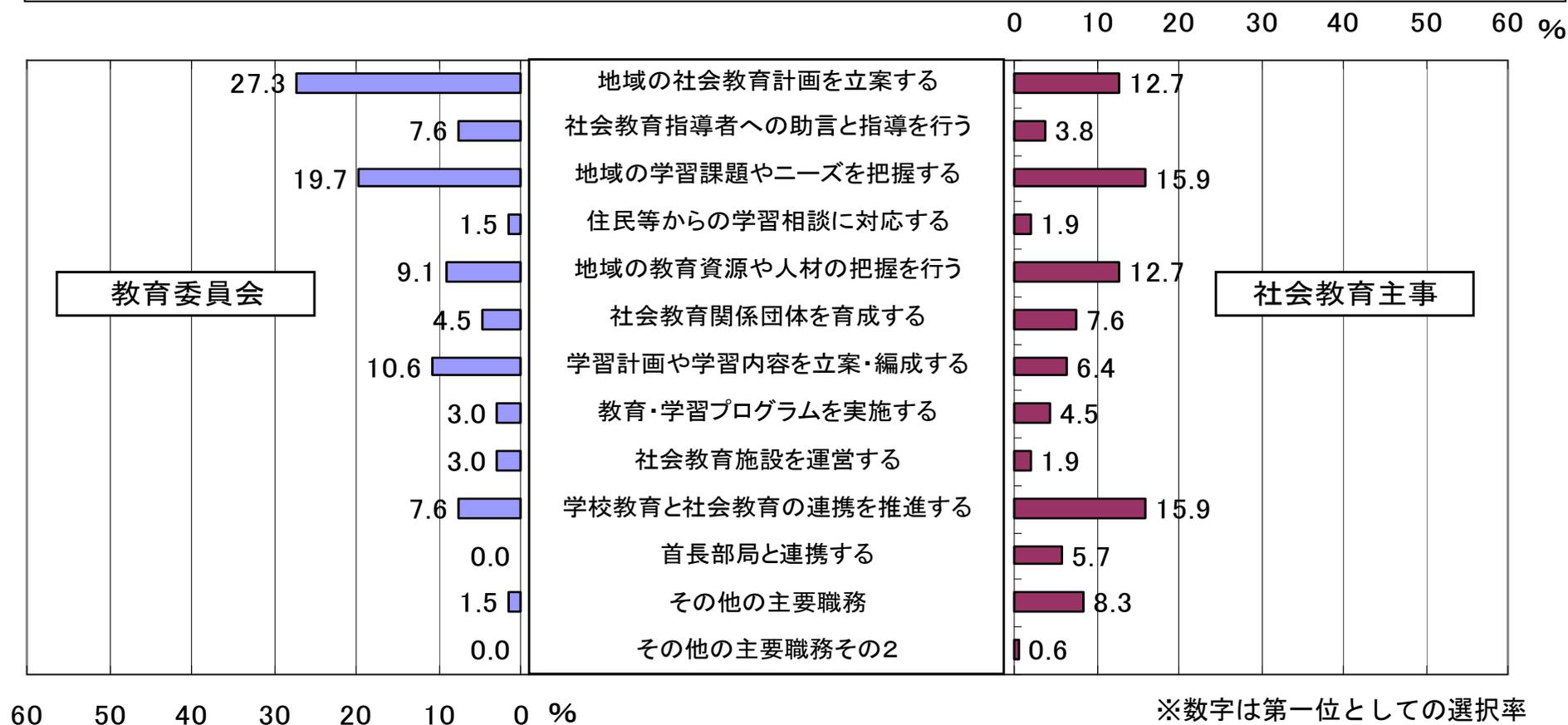
第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定
社会教育特講	3	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)

社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識

○社会教育主事の「今後の実務上の重要度」についての認識【教育委員会—社会教育主事】

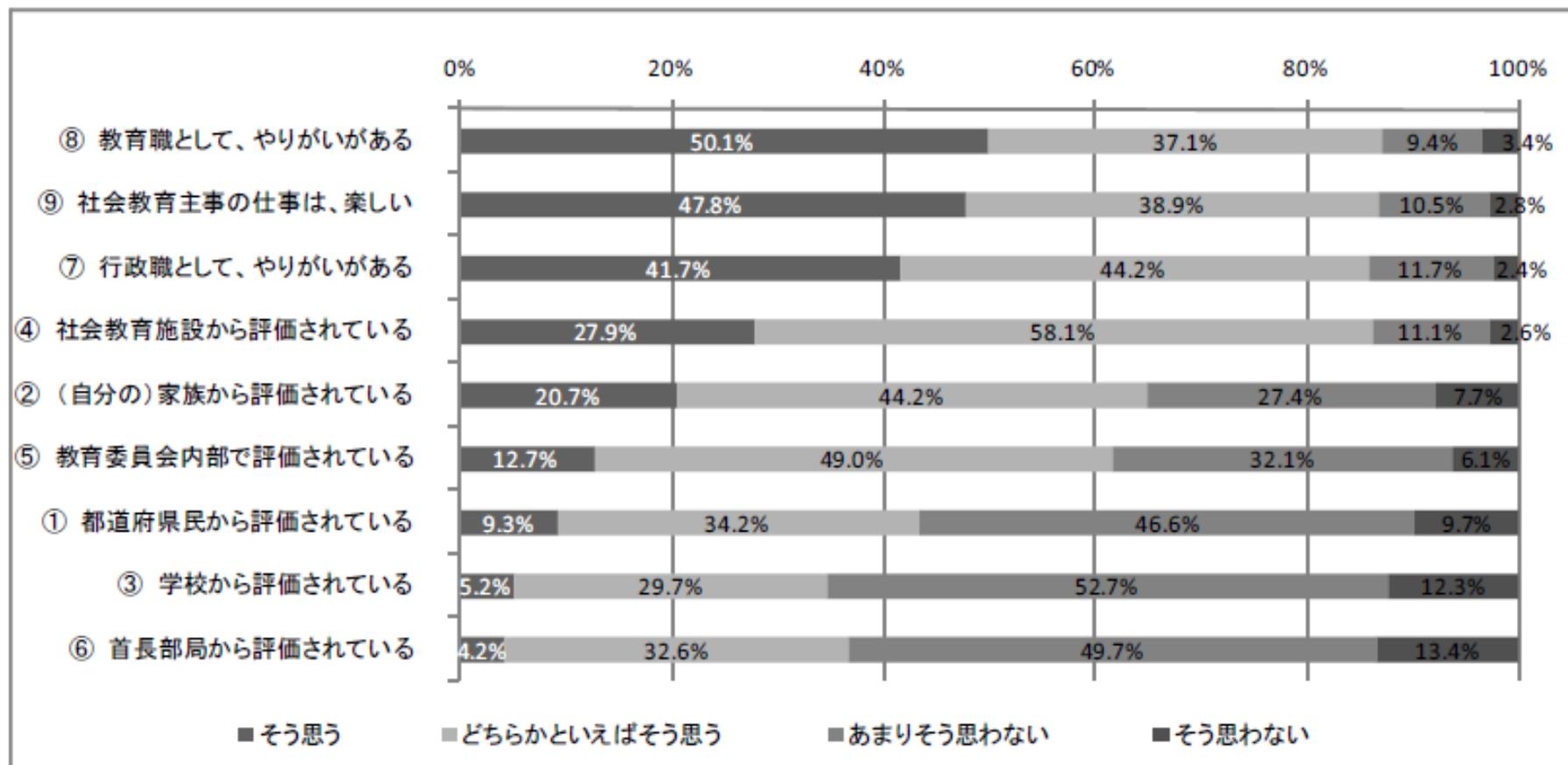
社会教育主事と教育委員会の認識の差が顕著な職務は「地域の社会教育計画立案」で、教育委員会では27.3%と最も高いが、社会教育主事では12.7%に留まり、「地域の学習課題やニーズ把握」、「学校教育と社会教育との連携」の方が重視されている。また、首長部局との連携はあまり意識されていない。



(出典) 平成22年度「社会教育指導者の職務に関する調査研究」

社会教育主事についての自己認識

社会教育主事についての思いや考え(都道府県 N=755)



(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター
 平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
 『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況

① 運営の状況に関する情報の提供の方法(社会教育主事有資格者の有無の別、複数回答) (%)

	教育委員会 事務局の 発行物	公民館の 発行物	教育委員会 事務局の ホームページ	公民館の ホームページ	メール マガジン	その他	無回答
全体 (N=656)	34.6	59.6	23.3	34.0	2.9	31.1	0.0
配置されて いる (N=240)	37.1	58.3	25.0	40.0	3.3	30.8	0.0
配置されて いない (N=416)	33.2	60.3	22.4	30.5	2.6	31.3	0.0

② 公民館が連携・協力している関係機関・団体 (%)

	社会教育関係団体	他の公民館	小中高等学校	大学等	NPO等	他部局
有資格者あり	92.1	79.2	86.8	38.9	44.2	89.2
有資格者なし	87.2	81.7	81.2	30.8	31.5	79.2

③ 1公民館当たりの学習・講座等の年間実施事業数 (%)

	主催事業数	共催事業数
有資格者あり	13.8	3.3
有資格者なし	11.0	2.2

④ 学習・講座等事業の学習内容別実施館の割合 (%)

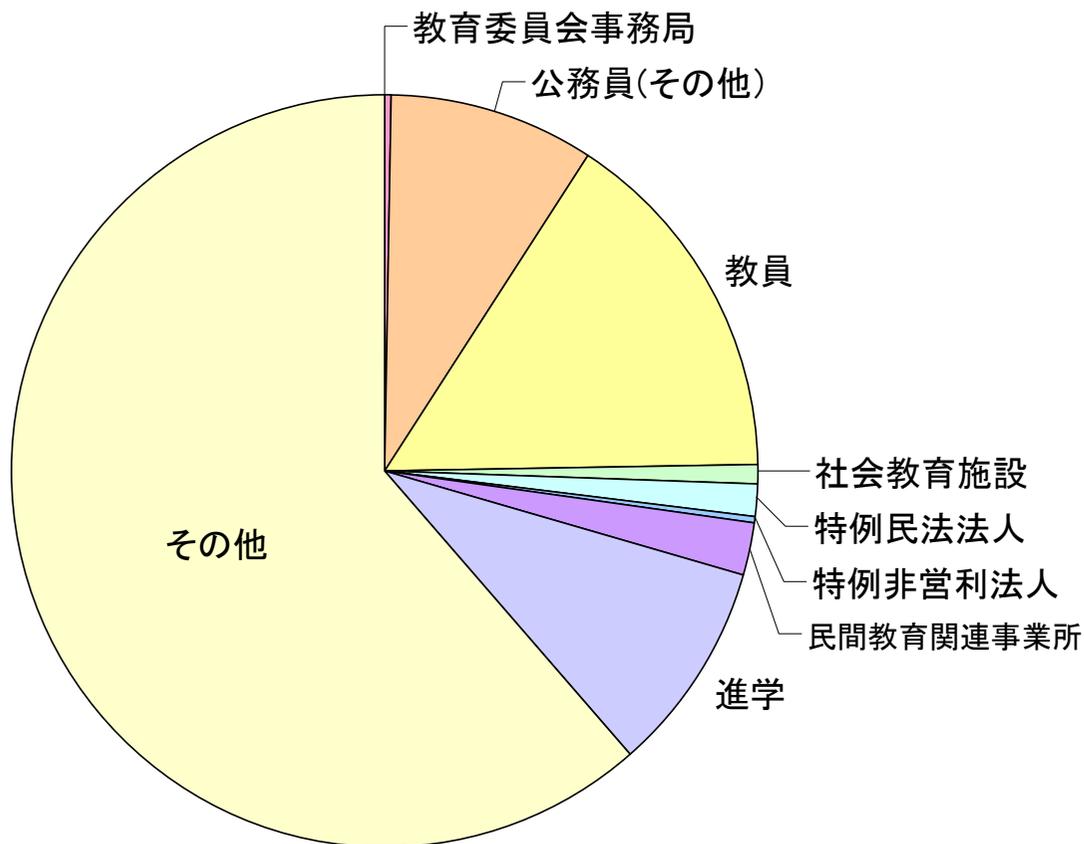
	育児・保育・しつけ	生活体験・ 異年齢交流	自然保護・ 環境問題	商品知識・ 消費者保護	地域防災対 策・安全	パソコン教 室・IT講習
有資格者あり	50.3	20.2	19.4	7.0	9.0	39.3
有資格者なし	29.0	14.1	12.1	5.0	8.7	28.6

(出典) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」(平成23年3月)

大学において社会教育主事資格を取得した卒業者の進路

社会教育主事
資格取得者の進路
(H21年度調査)
(203大学)



	教育委員会事務局	公務員(その他)	教員	社会教育施設	特例民法法人	特例非営利法人	民間教育関連事業所	進学	その他	合計
H21年度調査 (203大学)	10	232	401	24	40	7	55	243	1602	2,614
	0.4%	8.9%	15.3%	0.9%	1.5%	0.3%	2.1%	9.3%	53.7%	100.0%

社会教育主事有資格者を活用する工夫・仕組みの状況

有資格者のうち未発令者を活用する工夫や仕組み

	都道府県(N=47)		市区町村(N=1,018)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	9	19.1%	79	7.8%
予定・検討中	3	6.4%	19	1.9%
過去にはあった	3	6.4%	33	3.2%
現在も過去にも無い	32	68.1%	880	86.4%
無回答	0	0.0%	7	0.7%
全体	47	100.0%	1,018	100.0%

(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター

平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業

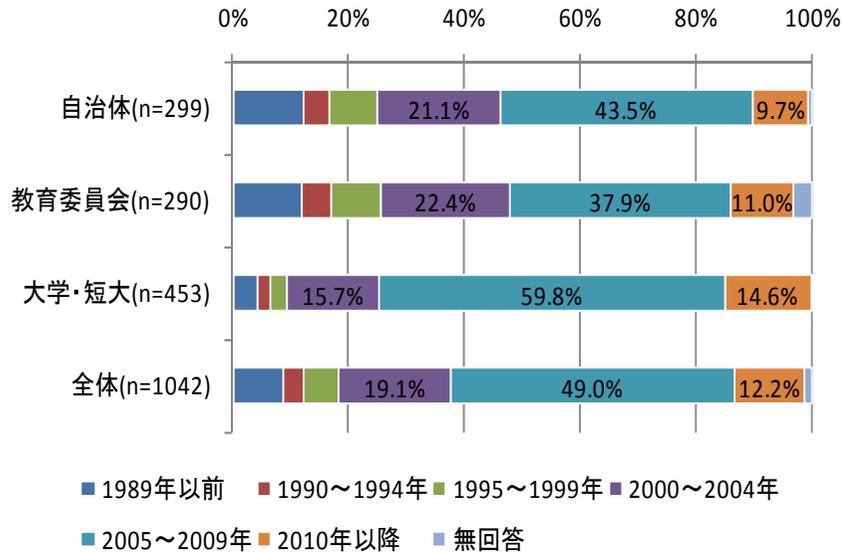
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

5. 教育支援人材等の資格認証制度

人材を認証する仕組みの現状①

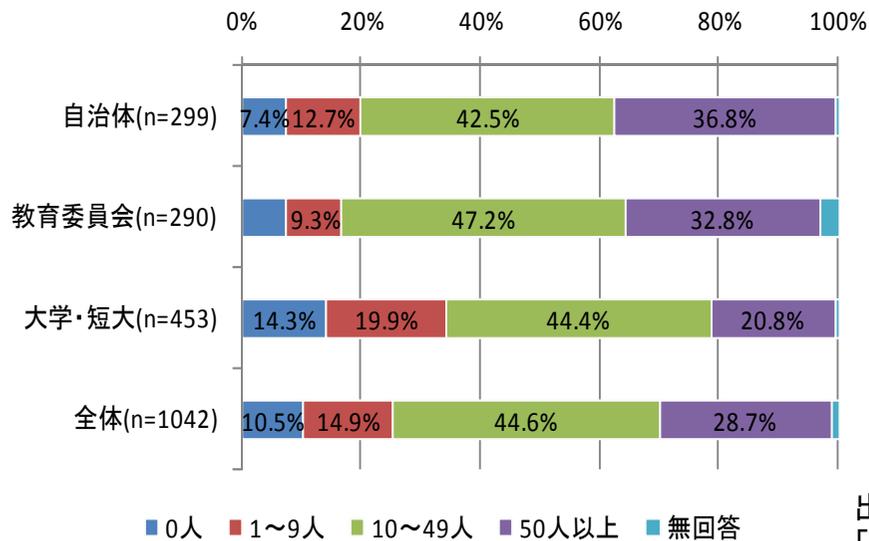
※ここでいう「人材認証制度」とは、一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に認証する仕組みをいう。

人材認証制度の開始年度

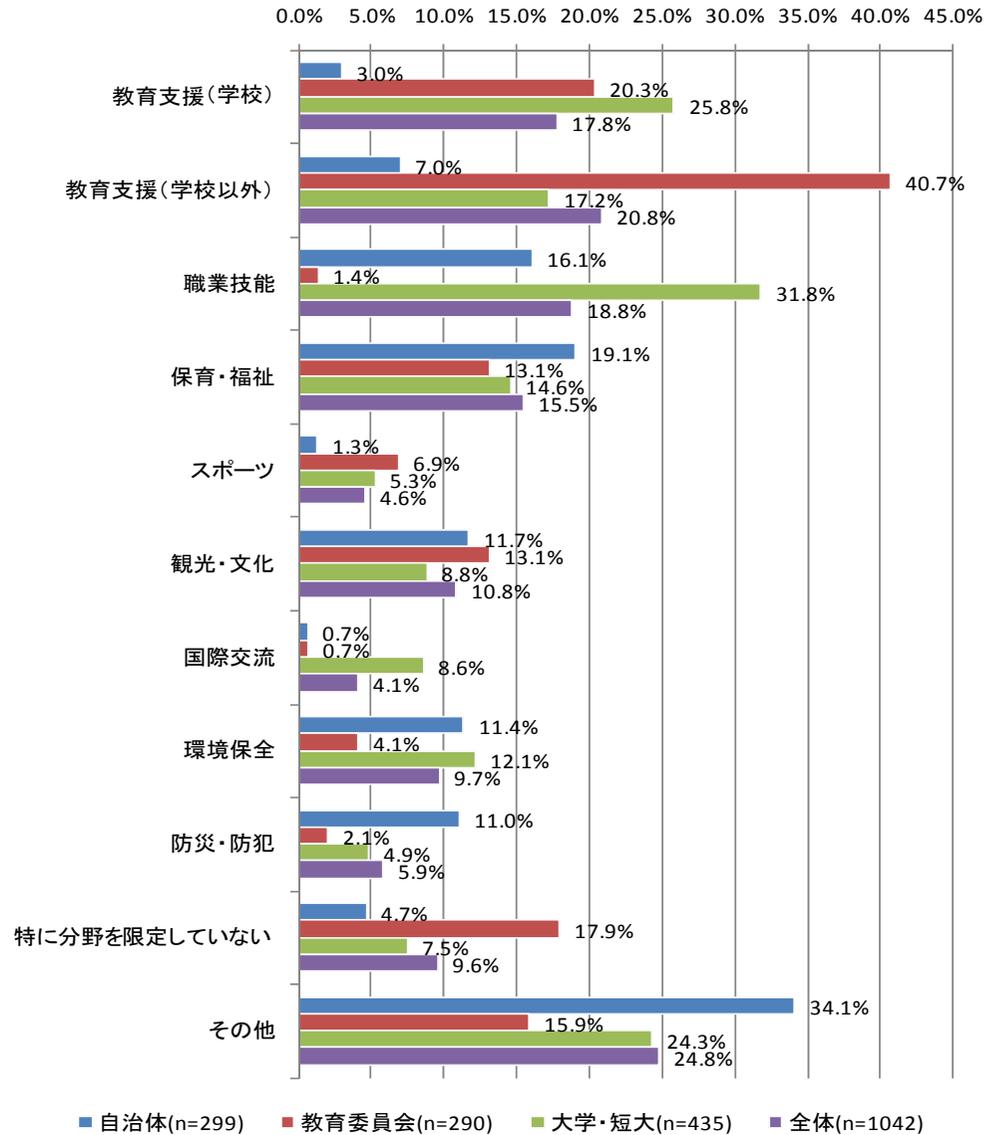


2009年度の認証者数

(2010年度発足の事業の場合は、現在までの認証者数)

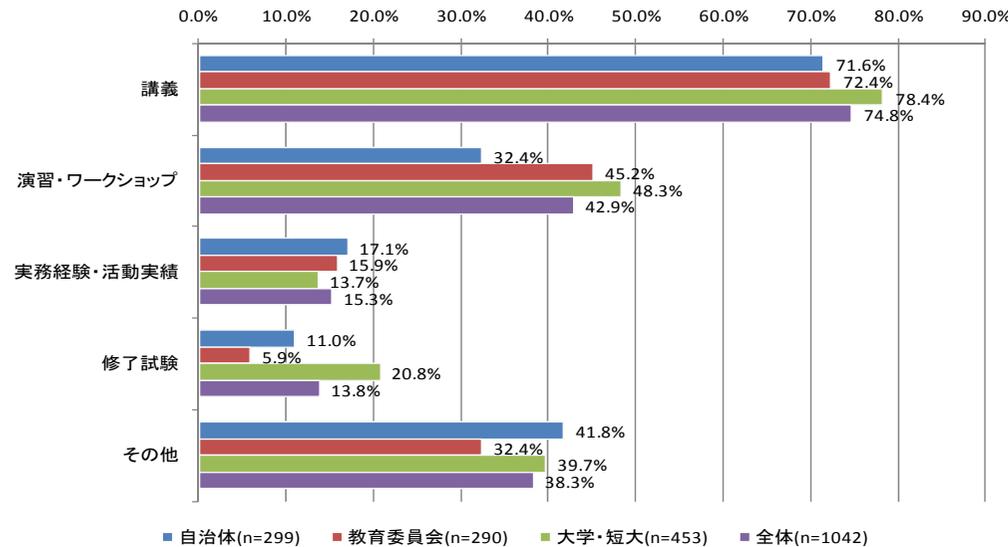


人材認証を行う分野

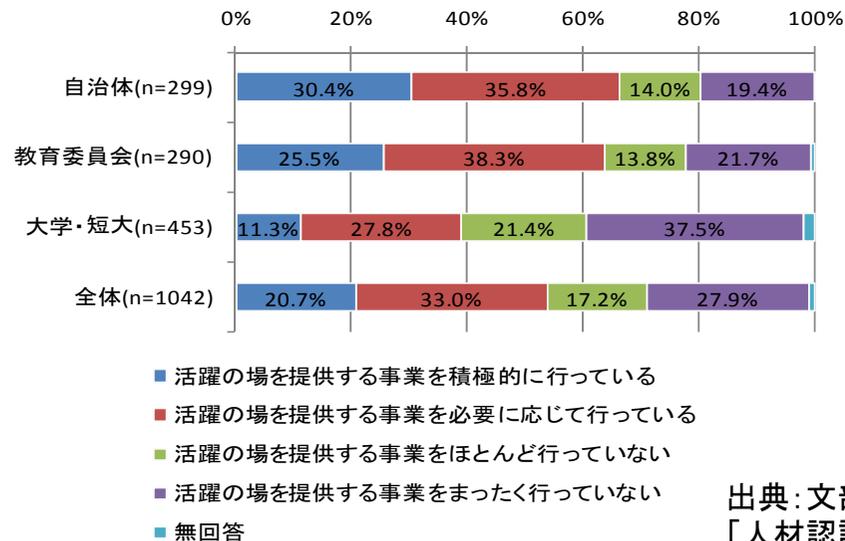


人材を認証する仕組みの現状②

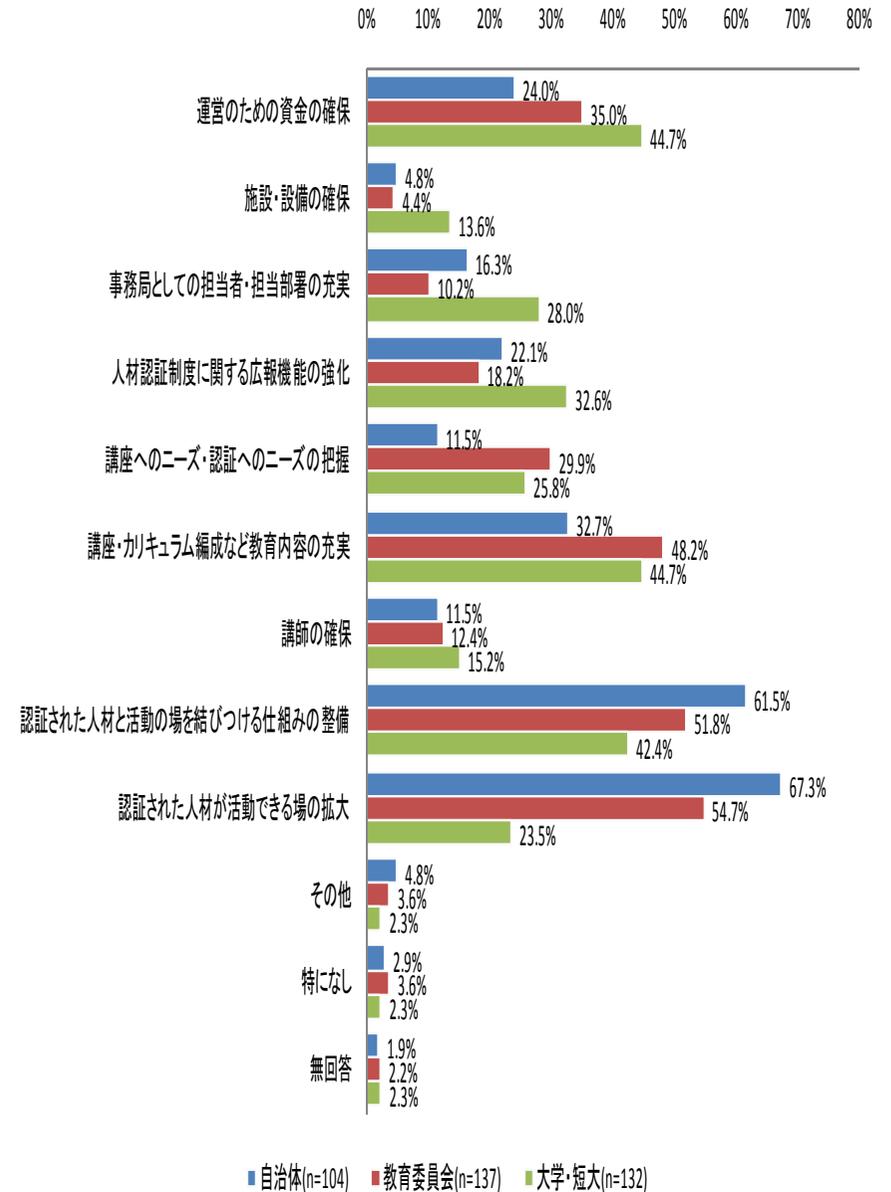
人材認証に必要な条件



活躍の場を提供するマッチング事業の取組



今後重視すべき課題



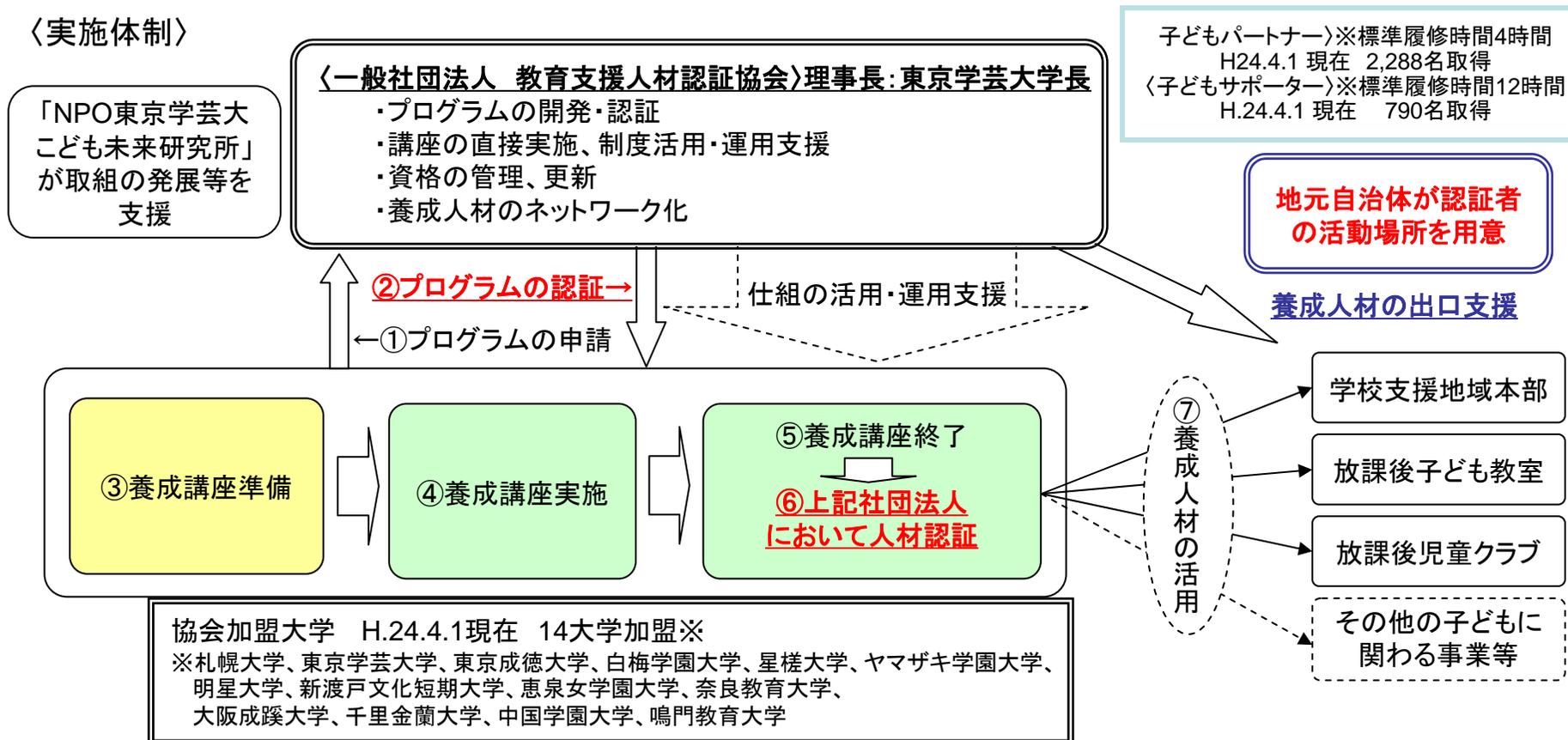
出典：文部科学省
「人材認証制度の現状及び課題分析に関する調査研究」報告（平成23年）

認証制度の例①

(社)教育支援人材認証協会 「教育支援人材認証制度」

大学に設置した一般社団法人が中心となり、**地域で子どもの教育活動を担う住民の活動を支援**するため、一定の受講経験や活動経験を評価・認証する、「教育支援人材認証制度」を構築。認証者の活動現場は、地元自治体が用意するなど、**地域と連携を図りつつ運用**。

〈実施体制〉



〈期待される効果の一例〉

- 大学の「知」を還元して地域と生涯学習に貢献 (市民にも講座を実施することで、各地域で学びを通し子どものサポートに協力できる人材を育成)
- 大学と地域との連携事業の拡大 (子どもをサポートする事業を協働して実施でき、その際にサポーターの協力が得られやすい)
- 学部教育、キャリア教育の一環として有効 (学生が認証取得後にボランティアとして活動)

認証制度の例②

(財)地域公共人材開発機構「地域公共人材育成プログラム」

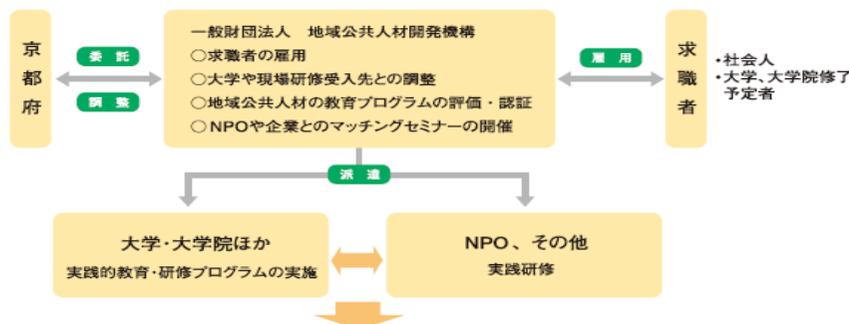
地域の産官学民が連携し、地域社会において公共活動を担う人材を育成。具体的には、平成21年度から24年度まで、京都府緊急雇用対策基金を活用した「地域公共人材」育成プログラムを試行。その他、内閣府地域社会雇用創造事業(iSB公共未来塾)とも連携し、社会起業家育成も実施(平成22年度5名が起業、平成23年度6名が起業)。地域公共人材開発機構の社会的認証を受けた資格教育プログラムを全て履修した者に対しては、国の制度(履修証明制度やジョブカード等)と連動させた「**地域公共政策士**」の資格を付与(平成23年度は5名を認定。平成24年度は6名を認定予定)。

◆「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業(京都府)

目的

本事業は、地方分権時代を迎えて、地域社会における公共活動を産・官・学・民の各セクターで広く担うための新たな人材である「地域公共人材」のキャリアパスを開発するために、京都の地域公共の担い手と期待される求職者を機構で雇用し、「地域公共人材」を育成するプログラム(「地域公共人材」育成プログラム)を開発することを目的とします。

「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業の実施イメージ(全体)



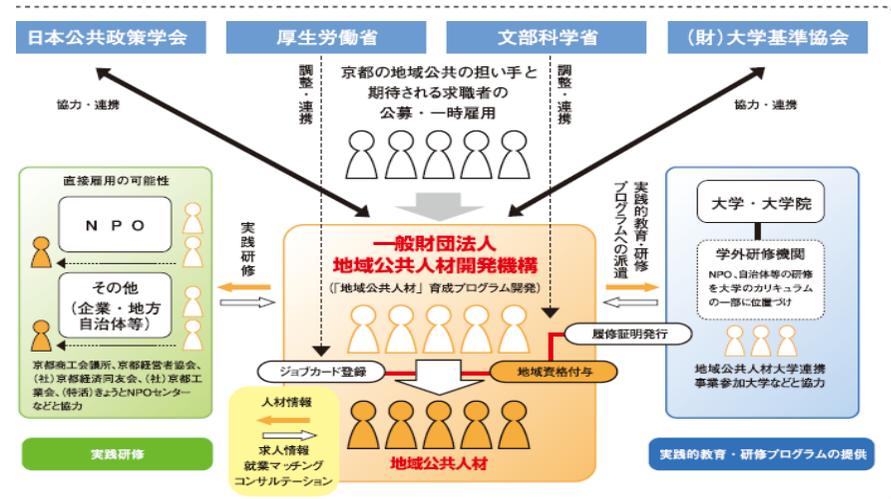
<「京の公共人材」の未来を担う「地域公共人材」を育成>
 ○NPOや地域機関等で雇用
 ○地方自治体の即戦力として雇用
 ○コミュニティビジネスや企業のCSRの担い手

「地域公共人材」育成プログラム開発方法と就業マッチング

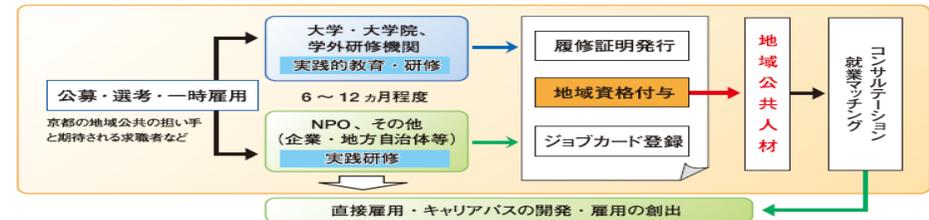
「地域公共人材」育成プログラムを開発するために、機構で雇用した京都の地域公共の担い手と期待される者に、以下のカリキュラムを受講いただき、そこでの成果を人材育成プログラムの開発にフィードバックしていただきます。

- 1 機構が連携する大学・大学院等による実践的教育・研修プログラムの履修
- 2 NPO、その他(企業・地方自治体等)における長期の実践研修
- 3 その他(「地域公共人材」インタビュー調査など)

「地域公共人材」育成プログラム開発(完成イメージ)



「地域公共人材」育成プログラム 就業マッチングまでの流れ(完成フロー)



就業マッチング想定先

- (1) NPO(とくにマネジメント部門、企画部門など)
- (2) 企業(とくにパブリシティ部門、社会貢献部門、戦略的マネジメント部門、中堅優良企業のトップマネジメント候補など)
- (3) 地方自治体
- (4) マスメディア
- (5) その他

雇用創出数

平成21年度 10名(うちプログラム受講者 5名)
 平成22年度 28名(うちプログラム受講者 22名)
 平成23年度 28名(うちプログラム受講者 22名)

31
 合計65名

認証制度の例③

滋賀県立大学「近江環人地域再生学座」

大学、行政、地域の連携により、環境と調和した循環型地域社会作りに貢献する人材を育成。教育プログラム修了者を対象とした検定試験に合格した者に対しては、滋賀県立大学より「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号を付与。

<プログラム概要>

地域、行政、企業、NPOなどが連携し、それぞれの立場より、地域再生のリーダーとなる資質を有した人材の育成を目指す。大学院博士課程前期に在籍する学生を対象としたコースと行政・企業・NPOなどに在籍する一般の方を対象としたコースの2コースがあり、地域再生から地域診断まで、学部指導教員を中心に、教育、研究、実務の実績豊富な学内外のスタッフが講義、実習を担当。

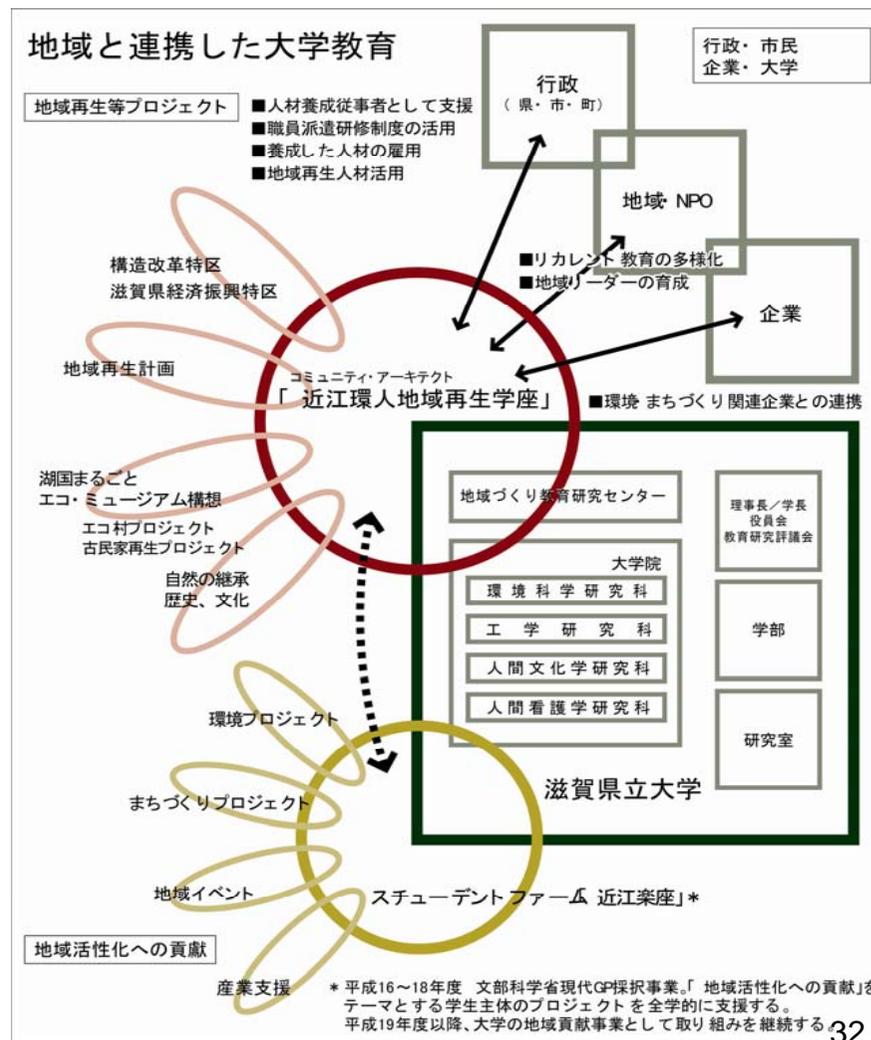
<受講生に対する支援>

- ・行政、企業、NPO法人等に対しての就職等人材情報の提供
- ・将来の進路設計や企業内活動等に関する実践的な指導助言
- ・講義、実習を通じた学内外教員スタッフとの交流を積極的にサポート
- ・県内外の地域活動団体やリーダー、サポーターとのネットワークづくりをサポート
- ・大学と行政や地域が連携する自主的な研究活動の利便を図る
- ・地域づくり教育研究センターや地域産業連携センターなどが保有し、公開可能な情報等の活用についてサポート など

<さらなる展開>

○受講生有志により地域再生・地域活性化をサポートするNPO法人「特定非営利活動法人コミュニティアーキテクトネットワーク」を設立。大学や行政と連携して震災復興等に取り組んでいる。

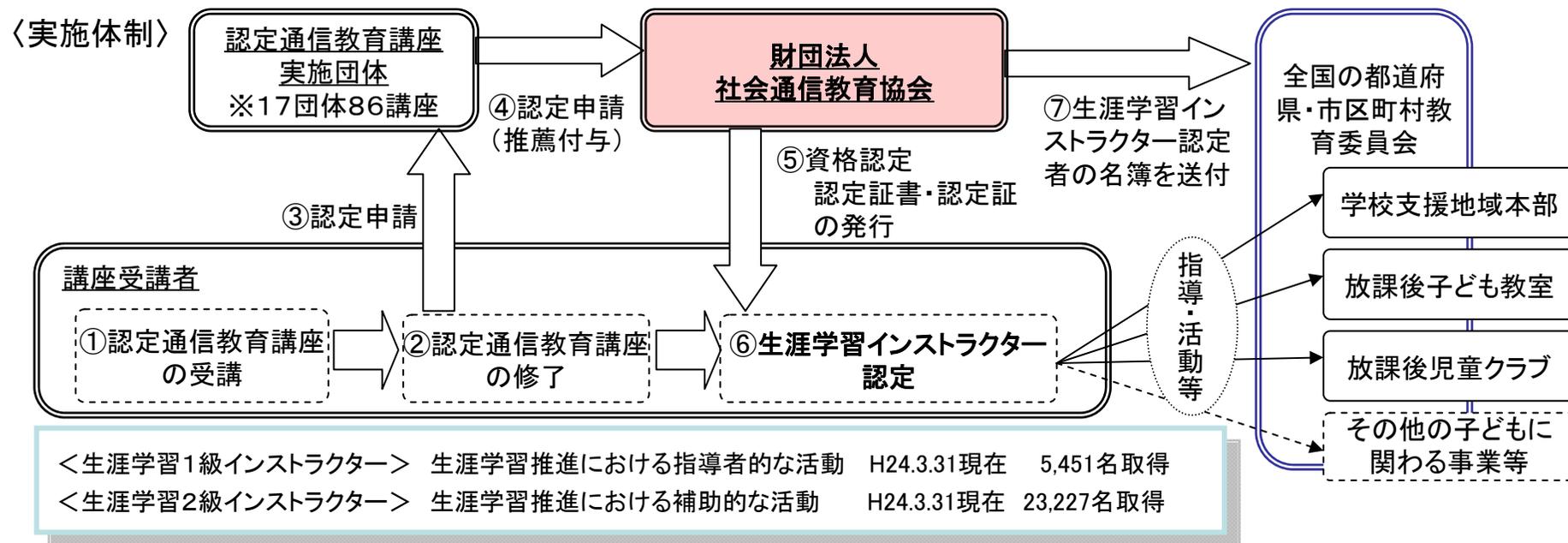
○研究科を横断する学際的な教育・研究プログラムとして「学座(副専攻)システム」を創設。地域再生のための人材育成プログラムを継続、発展させている。



認証制度の例④

(財)社会通信教育協会「生涯学習インストラクター」

文部科学省認定社会通信教育講座等の修了者の学習成果を積極的に評価認定し、全国各地の地域における多様な生涯学習活動を推進・指導する人材の養成を図る。



その他の認証制度(例)

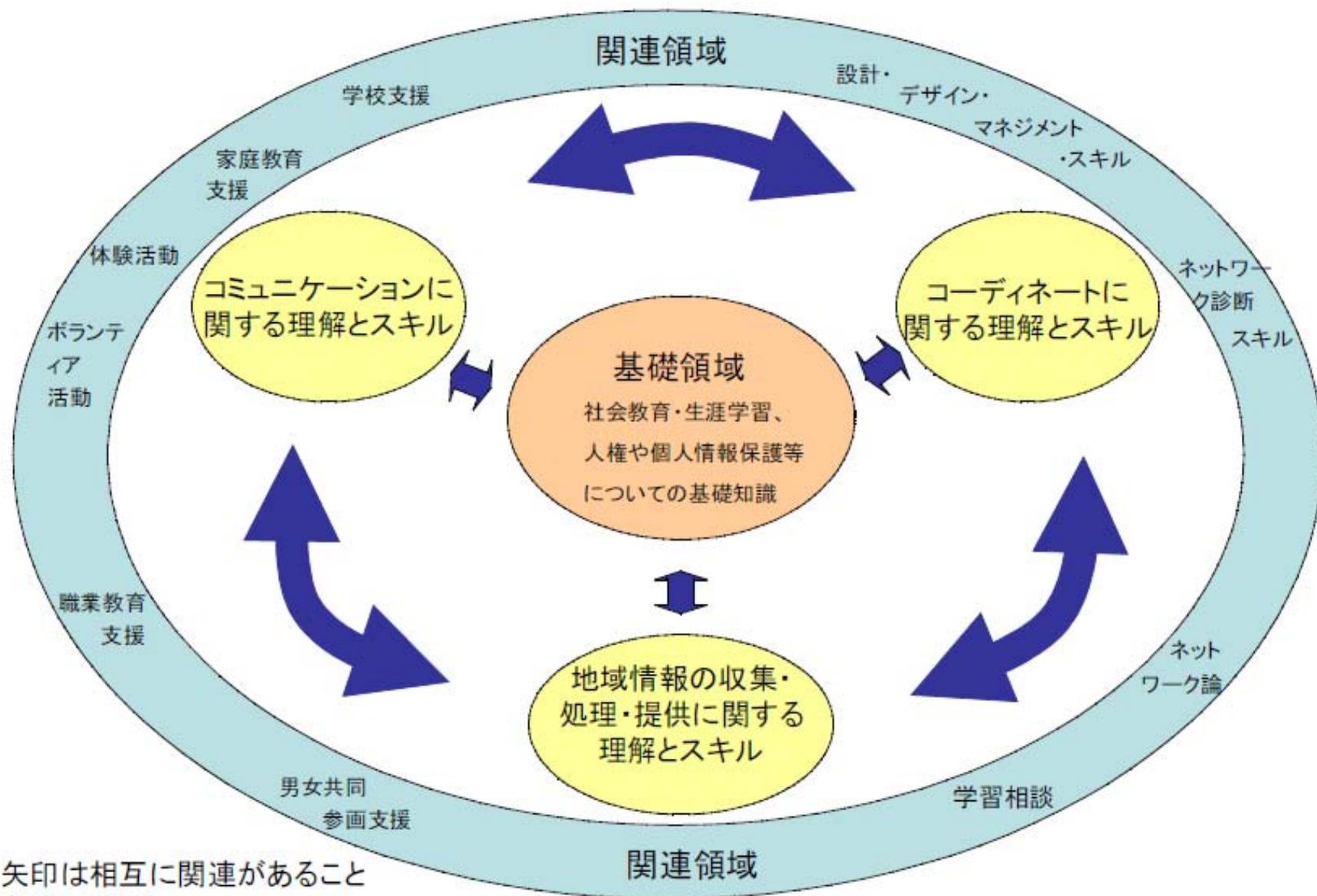
制度名	実施機関	制度の概要
地域学習支援士	法政大学	<ul style="list-style-type: none"> 人々の生涯学習や社会参加、若年層に対する取組、文化創造やコミュニティ形成など、地域での人々の学びと成長を支援する力を実践的に身に付けたことを認定する制度であり、平成24年度から実施。 同大学キャリアデザイン学部における独自の認定資格であり、同学部在学生のうち、指定する科目30単位を修了した者に対し、資格を認定。
地域づくりコーディネーター資格	松本大学	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会のリーダーになりうる人材の育成を目標とした資格であり、平成21年度より実施。平成24年4月現在、第一期終了生のうち計4人が資格取得。 同大学の全学生を対象としており、指定する科目から20単位を取得するとともに、各分野で活躍する市民サポーター等による特別講座を12回受講し、認定基準を満たすことにより取得が可能。

**（参考）社会教育を推進するコーディネーターの役割
及び資質向上に関する調査研究報告書**
（平成19年度・平成20年度）



文部科学省
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

コーディネーターに求められる資質・能力



矢印は相互に関連があることを示している。

コーディネーター養成研修プログラムの構造モデル

資質・能力の領域	学習テーマ番号	学習テーマ	主な学習内容（主な学習方法）の例
1. 基礎領域	1 A	生涯学習・社会教育の基礎	社会教育の意義、学習者の特性、コミュニティ形成と生涯学習など（講義）
	1 B	当該地域（例：〇〇市）の生涯学習施策・社会教育	〇〇市の社会教育の取組、生涯学習施策（講義等）
	1 C	活動領域の基礎的事項（選択）	生涯学習支援、学習相談、地域の教育力支援、学校教育支援、家庭教育支援、体験活動・ボランティア活動、職業教育支援、男女共同参画学習等（講義・演習等）
	1 D	人権教育	人権についての基礎（講義、参加型学習等）
	1 E	個人情報保護と情報公開	プライバシーの保護、守秘義務、個人情報保護、情報公開についての基礎、関係法規について（講義）
2. コーディネート技法	2 A	コーディネーターの役割	〇〇市におけるコーディネーターの役割と任務、活動の範囲（講義）
	2 B	コーディネート技法	コーディネート・スキル（演習等による例題の訓練）
3. 地域情報の収集・組織化・提供	3 A	地域情報の収集法	地域情報の種類、情報源情報について、地域情報の収集のコツ（演習、実践事例紹介等）
	3 B	地域情報の組織化と提供	収集した地域情報の分類・整理法、活用法（演習）
4. コミュニケーション・スキル	4 A	コミュニケーション論	傾聴、共感、提案、説得等についてのコミュニケーション・スキルの理論（講義）
	4 B	カウンセリング・スキル	非指示的なカウンセリング・スキル（ロールプレイング等）
5. ネットワーク形成	5 A	ネットワークの理解、作り方	ネットワーク形成、連携等（講義、実践事例紹介等）
	5 B	ネットワーク診断	ネットワーク診断スキル（演習）
6. 企画・設計・マネジメント	6 A	企画・設計・デザイン	シナリオ・プランニング等を導入した戦略的なプランニング・スキル（演習）
	6 B	P D C A サイクルと評価	事業マネジメント、目標設定と評価の方法（講義、演習等）
	6 C	組織マネジメント	リーダー論、組織運営（講義、演習等）

民間団体等による人材認証の例

資料3 別添1(参考資料)

No	分野	制度名称	認定主体	概要	主な活動場所
1	生涯学習(社会教育)	生涯学習インストラクター1級・2級	財団法人社会通信教育協会	・文部科学省認定社会通信教育講座を含む協会指定講座修了者を協会において審査の上認定。(1級は2級取得者を対象) (1級)地域の生涯学習活動の企画立案・指導 (2級)地域の生涯学習活動の補助・支援	学校、生涯学習センター等社会教育施設、放課後子ども教室、学校支援地域本部 等
2		生涯学習コーディネーター	財団法人社会通信教育協会	・認定社会通信教育等により得た知識・技能等を生かし、学校や関係機関との連絡調整、人材確保、活動プログラムの作成等を行う調整役 ・指定講座を修了した者に対し協会が認定	学校、生涯学習センター等社会教育施設、放課後子ども教室、学校支援地域本部 等
3		学習指導員	社団法人日本通信教育振興協会	・(社)日本通信教育振興協会が認定する「生涯学習奨励講座」の修了者又は、それに代わる専門的な知識、技能を持つ者が学習指導員講習を受講し、試験に合格した者に対し認定。 ・知識・技能を生かし、地域における多様な生涯学習活動を指導、支援	学校、生涯学習センター等社会教育施設
4		こどもパートナー	一般社団法人教育支援人材認証協会	・「こどもに関わり合う力」を身につけることを目標とする基礎的な認証。 ・同協会が認証するプログラムから4時間履修し認証を受ける。	放課後子ども教室、児童館・公民館、地域子ども会、学童保育などでの補助活動、学校支援地域本部事業の補助活動
5		こどもサポーター	一般社団法人教育支援人材認証協会	・各自が関心のある分野、あるいは得意とする分野での支援(サポート)のために、「こどもの理解」や「教育指導者とは」などの研修を通して、こどもとの接し方を身につけることを目標とする認証。 ・子どもパートナー取得者が、同協会が認証するプログラムから8時間以上履修し認証を受ける。	放課後子ども教室、児童館・公民館、学童保育などでの補助活動、学校支援地域本部事業の補助活動、学校における特別支援教育・英語活動等の補助
6		こどもサポートコーディネーター	一般社団法人教育支援人材認証協会	・学校での教育活動、ならびに地域の教育活動のコーディネーターを行う人材。	学校支援地域本部事業の地域コーディネータ、放課後子どもプランコーディネータ 等
7		子ども文化地域コーディネーター	子ども文化地域コーディネータ協会	・地域での文化・芸能・芸術活動を通して子どもたちの健全育成支援プログラムをコーディネートできる人材。 ・地域に生きる子どもを取り巻く関係団体・施設・機関そして関係各位を紡ぎ、子どもたちの成長支援を文化・芸能・芸術活動で促進する企画・運営などができる人材。 ・上記、企画・運営・実務などの基礎知識から実務歴などを評価し資格認定された人。	・各小学校区～高等学校区まで ・自治体の区分・単位による地域(広域から特定地域まで) ・一般的な地元とされる地域でのエリア
8		文の京地域文化インテーパー、文の京生涯学習司、文京アカデミアサポーター	・文京区(インテーパー、学習司) ・指定管理法人 公益財団法人文京アカデミア(サポーター)	・【地域文化インテーパー】文京区の地域文化の価値を深く学んだ上で文化資源の案内活動をする人材。活動には学んだ知識を活かしたイベントの企画・運営なども含まれる。養成講座は、大学の講義の中に組み込む形で実施。 ・【生涯学習司】地域の生涯学習のコーディネーターで、地域での生涯学習活動の中心者になる人材。地域における既存の仕組みであった、「青少年委員」「体育指導委員」経験者をスキルアップして資格を与えることからスタートし、その後、地域でサークル等を主宰している人等に受講者を広げ、現在に至っている。 ・【アカデミアサポーター】公益財団の生涯学習講座の現場運営のサポーターであり、会場の設営、受付、資料配布、講師のフォロー、反省点等のフィードバックなどを行う人材。	公設の生涯学習施設、区内大学のほか及び区内各所
9		環境学習支援士	滋賀大学	・学校や地域にあって、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組みることができるリーダー。 ・養成課程は大学の授業である座学、地域での実習、課題研究(論文作成)で構成され、4年以内に修了することになっている。	学校や公民館、博物館等の社会教育施設等で活動。環境ボランティア、イベントの企画・サポート、公民館等での講座講師、水質等の調査研究活動等を行っている
10		近江環人(コミュニティアーキテクト)	滋賀県立大学	・大学、行政、地域の連携により、環境と調和した循環型地域社会作りに貢献する人材を育成。 ・教育プログラム修了者を対象とした検定試験に合格した者に対して称号を付与 ・大学院博士課程前期に在席する学生を対象としたコースと行政・企業・NPOなどに在席する一般の方を対象としたコースの2コースがある。	民間(地縁団体、企業、NPO法人、公益法人等)及び行政、大学(後輩指導、学部生向け地域教育プログラムに参画・指導補助)等
11		地域公共政策士	一般財団法人地域公共人材開発機構	・地域の産官学民が連携し、地域社会において公共活動を担う人材を育成 ・一般財団法人地域公共人材開発機構の社会的認証を受けた資格教育プログラムである「第1種」「第2種」「共通」の3つのプログラムを履修した者に対して、「地域公共政策士」の資格を付与	NPO、企業、地方自治体、マスメディア等

No	分野	制度名称	認定主体	概要	主な活動場所
12		地域学習支援士	法政大学	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の生涯学習や社会参加、若年層に対する取組、文化創造やコミュニティ形成など、地域での人々の学びと成長を支援する力を実践的に身に付けたことを認定する制度であり、平成24年度から実施。 ・同大学キャリアデザイン学部における独自の認定資格であり、同学部在学生のうち、指定する科目30単位を修了した者に対し、資格を認定。 	行政、企業、NPO法人等
13		地域づくりコーディネーター	松本大学	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会のリーダーになりうる人材の育成を目標とした資格であり、平成21年度より実施。平成24年4月現在、第一期終了生のうち計4人が資格取得。 ・同大学の全学生を対象としており、指定する科目から20単位を取得するとともに、各分野で活躍する市民サポーター等による特別講座を12回受講し、認定基準を満たすことにより取得が可能。 	地域(地縁団体・志縁団体) 学校・大学、社会教育・社会福祉施設、 行政、企業、NPO法人等
14		「協育」アドバイザー	大分大学	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭、学校、地域社会の教育の協働」を推進するために、地域ぐるみでの学校や地域での子どもの健全育成や家庭教育への積極的な支援、福祉と教育の融合、及び大人社会の再構築を推進する中核的な人材の養成を行うことを目的とする。 ・受講修了者のネットワークを組織化し、受講生の職場や地域での日常的な活動を支援している。 ・受講生の活動情報を収集・分析し、「協育」コーディネーター育成プログラムの開発や関係者へその情報を提供することによって、「家庭、学校、地域社会の教育の協働」システムの構築に寄与することを目指している。 	学校、公民館等の社会教育施設
15		土佐フードビジネスクリエーター	高知大学	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が求める最優先課題である一次産業の再生と振興を実現する上で、地域・大学・企業などが協力し、最も期待できる食品産業の振興に必要な人材を育成する。 ・養成課程は、座学と実習(実験技術・現場実践・課題研究)で構成されるが、全科目を習得するコースAの他に、課題研究を除いたコースB、座学だけのコースCがある。座学は大学の授業、実習は大学と県工業技術センターの連携で実施される。 	企業、行政、経済団体 等
16	青少年教育・自然体験	CONEリーダー	NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上でCONEに登録している養成団体のCONE指導者養成講座(共通カリキュラム21時間)を修了し、養成団体を通じてCONEに登録。終身制。資質は以下のとおり。 ・自然体験活動の案内ができる 	民間(企業・NPO・自然学校等)、学校教育施設、社会教育施設
17		CONEインストラクター	NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)	<ul style="list-style-type: none"> ・CONEリーダー登録後、18時間以上のOJTカリキュラムを履修した上で、養成団体のCONE指導者養成講座(共通カリキュラム21時間)を修了し、養成団体を通じてCONEに登録。3年ごとに更新。資質は以下のとおり。 ・自然体験活動の指導ができる 	民間(企業・NPO・自然学校等)、学校教育施設、社会教育施設
18		CONEコーディネーター	NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)	<ul style="list-style-type: none"> ・インストラクター登録後、30時間以上のカリキュラムを履修した上で、各養成団体のCONE指導者養成講座(共有カリキュラム21時間)を修了し、養成団体を通じてCONEに登録。3年ごとに更新。資質は以下のとおり。 ・自然体験活動の企画・運営ができる ・地域の指導者、他の団体・機関との連携を通して、自然体験活動指導者が活躍する場を作ることができる 	民間(企業・NPO・自然学校等)、学校教育施設、社会教育施設
19		レクリエーション・インストラクター	公益財団法人日本レクリエーション協会	<ul style="list-style-type: none"> ・集団を対象としてプログラムや活動を展開し、集団のコミュニケーションの促進やその中にある個々人の主体性や協調性を引き出すこと、また、地域活動の課題に目を向けてレクリエーションを活用した活動を展開できる。現場で実際に指導する役割を担う。 ・次のような知識・技能を身に付ける。 ・プログラムやアクティビティを展開するリーダーとしての能力 ・グループワークを活用する支援者としての能力 ・地域活動の推進者としての能力 	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護予防教室、放課後子どもの居場所(あそびの城)、子ども会交流の集い、小学校の親子活動、市民イベント、社内イベント 等

No	分野	制度名称	認定主体	概要	主な活動場所
20		レクリエーション・コーディネータ	公益財団法人日本レクリエーション協会	レクリエーションに関わる様々な人材や活動グループ、団体を結びつけ、健康づくりや青少年の健全育成、コミュニティづくりなど、地域社会の課題に向け継続し活動・事業の展開ができる人材。企画・運営・指導とプロデュースを担う。 次のような知識・技能を身に付ける。 ・事業運営の専門家としての能力 ・組織づくりのキーパーソンとしての能力 ・スタッフを育成・活用するマネージャーとしての能力	特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護予防教室、放課後子どもの居場所(あそびの城)、子ども会交流の集い、小学校の親子活動、市民イベント、社内イベント 等

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について
～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～（抜粋）
（平成23年1月17日 中央教育審議会生涯学習分科会）

（下線は事務局で付したものの）

2. 各論

（1）学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決

〈学習活動を通じた地域住民間の「絆」の再構築〉

- これまで個人を支えてきた様々な社会的つながりが脆くなり、個々人の社会的孤立が進行している社会状況の中、地域住民等（居住している者だけでなく、学びや働く場として地域に関わりを持つ者や、関係団体・NPO、企業などの多様な主体を含む）の間の「絆」や連帯感といったものを意図的に再構築していくことが求められるようになってきている。すなわち、学習活動を通じて、そのような地域住民等の中の「絆」を築き、互いに学び合い、交流し、能力等を高め合うことのできるような「地域の力」（例えば「地域の生涯学習コンピテンシー」と言うこともできよう）を引き出し、ひいては住民等の帰属意識や互助・共助の場となる、地域の新たなコミュニティづくりを住民等が自ら能動的に行っていくという共通認識と気運を醸成し、具体的な実践につなげていくことの重要性が増している。

〈地域の課題解決のための学習活動〉

- また、地域において自らの課題の解決に向けて取り組んでいくに当たり、それぞれの地域が抱える課題は多種多様であることから、地域住民等が当該課題について理解を深め、その解決のために必要な知識等を身に付けたり、課題解決策について検討し、地域の状況に即した手法等により、具体的取組につなげていく必要性も高まっている。

〈多様な学習機会の充実とコーディネーターの育成・確保〉

- 以上のような状況を踏まえれば、地域における多様な学習機会を一層充実するよう取り組んでいくことが今後ますます重要となると考えられる。併せて、学習機会を探している者や、学習成果を活かす活動の場を求めている者のために、これらの者と具体的な学習機会や活動の場とを適切に結び付けるコーディネーターが不足しているとの声も多く聞かれることから、質・量両面で、その育成・確保を推進していく必要がある。

〈多様な主体の連携・ネットワーク化等〉

- また、地域における多様な学習機会の充実に当たっては、多様な主体（例：公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設やコミュニティ・センター等の関係施設、関係団体、NPO、大学・専修学校等、企業など）が効果的に連携しネットワーク化を図ることで、学習活動の多様化や、地域課題の解決のための学習機会の充実が進むことが期待される。そのためには、関係する多様な主体の調整役となる地域の学習活動全体のコーディネーターや、連携のハブとなるような地域の

拠点をはじめとする中間支援機能をもった存在が重要となると考えられる。

【具体的な課題等と検討の視点】

- ① 他の施設等との連携強化による社会教育施設の地域課題解決力の向上
 - 地域における学習機会を一層充実させていく上で、社会教育施設の役割が重要であることは言うまでもない。今後は社会教育施設において特に地域課題の解決に資するような学習機会を一層充実していくことが望まれる。その際、個々の社会教育施設だけでは自ずと提供できる学習内容や機能等に限界があることから、地域内外の他の社会教育施設やその他の関係施設、関係団体・NPO等と積極的に連携し、地域の情報・交流拠点としての機能を向上させていくという観点が重要であり、その方策について検討を深めることが望まれる。

- ② 幅広い関係者の連携による地域の生涯学習・社会教育機能の強化
 - 地方公共団体内の関係する部署や関係施設、関係団体・NPO等が、生涯学習・社会教育の重要性等について共通認識を持って幅広く連携し、充実した学習環境の整備を図るといった観点から、地域において生涯学習・社会教育の充実に取り組む行政の在り方等について、改めて検証することが望まれる。
その際、地域ごとに事情が異なることなどを十分に踏まえて検討を進めることが求められる。
 - 社会教育委員は、広く地域の意見等を社会教育行政に反映させていく役割などが期待されているが、より効果的に地域でその役割を果たしていくための方策についても、検討の視野に入れていくことが考えられる。

- ③ 学校づくり・地域づくりの一体的推進
 - 現在、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組が進められているが、例えば、企業による支援を円滑に進めることや、地域住民と学校の教職員との協働体制を構築することなどに依然として課題が残っている地域も見受けられる。このような状況等も踏まえながら、地域住民の学校運営への参画、地域力を活かした学校支援、学校の力を活かした地域づくりを一体的に推進していくための具体的な方策について、更に検討を深めることが望まれる。
 - その際、地域との協働により、すべての子どもに「生きる力」を確実に身に付けさせるとともに、関係する大人たちの成長も促し、地域を活性化させる「場」となる学校をつくることを目指している「新しい公共型学校」などについても検討の視野に入れていくことが考えられる。

- ④ 地域と共生する高等教育機関づくりの促進
 - 大学等の高等教育機関が、地域に必要とされる人材の育成や、地域課題の解決のための知見の提供、地域でニーズの高い学習機会の提供、地域における多様な主体（関係施設や関係団体・NPO、企業、行政等）によるネットワーク形成の要の機能を果たすこと等を通じて、地域と共生していくことを促すための方策について更に検討を深めることが望まれる。

- ⑤ 地域の生涯学習プラットフォームの形成とその中核となる地域の学習活動全体のコーディネーターの確保
- 地域において、いわゆる縦割りに陥らないように、様々な関係施設や関係団体・NPO、企業等が連携し、取組の戦略や情報等を共有しながら、学習活動を推進する地域の基盤（生涯学習プラットフォーム）の形成が促進されるよう、その方策について検討を進めることが望まれる。
 - 併せて、地域の学習活動全体の調整役となるコーディネーターを確保する方策について検討することが望まれる。その際、地域の社会教育行政の中核的役割を果たすべき社会教育主事が、まず積極的な役割を果たすことが期待される。また、社会教育主事となる資格など社会教育に関する専門人材となるための資格を持ちながら、実際にはそのような職に就いていない者や、広く多様な人材を活用する観点から、関係団体・NPO、企業等の意欲的な人材についても、その活躍の場を広げる方策について検討を深めることが望まれる。
- ⑥ 社会教育施設の役割に応じた専門職員のスキル向上
- 社会教育施設については、地域の実情に応じて、その役割や機能の多様化が更に進むことが考えられる。このため、社会教育施設で勤務する司書、学芸員等の専門職員について、当該社会教育施設に求められる役割や機能に応じて、必要な知識・技能を身に付け、さらにそれらのレベルアップを図ることができるような環境を整えていくことが望まれる。その際、時間的・地理的制約を超えていくことができる放送大学の活用等についても検討することが考えられる。
- ⑦ 地域や社会に参画する活動の希望者と学校等の活動の場を結ぶための仕組みづくりとその仕組みを生かす人材の育成・確保等
- 各地域において、学校支援のためのボランティア活動希望者など、地域や社会に参画する活動の希望者（個人だけでなく、企業やNPO等の民間団体を含む）と、学校、社会教育施設、文化施設等の活動の場を円滑に結ぶ機能の仕組みづくりを行っていくことが求められている。その際には、関係者間の調整役となるコーディネーターや、関係者の意欲や力を引き出すファシリテーターなどの人材の育成・確保、ネットワーク構築等を併せて進めていくことが重要であり、これらの具体的な手法等について検討を深めることが望まれる。

社会教育の推進を支える人材の在り方に関する 生涯学習分科会における最近の主な意見

第54回（平成22年10月18日）「生涯学習行政における今後の課題等について」グループ別討議
第58回（平成23年9月8日）「地域における生涯学習・社会教育の推進体制について」グループ別討議
第59回（平成23年9月29日）第59回のグループ別討議の結果を受けた全体討議
第64回（平成24年5月8日）「今後の社会教育の在り方について」

（第54回）

- 地域で社会教育を進めるためにはコーディネーターのコーディネーターが必要であるが、その役割を果たしている社会教育主事や公民館主事がどんどん減っている。社会教育はまさに崩壊の危機にある。
- 個人の資質や努力に任せるべき部分と、システムとして国や県がどう考えるかという部分があると思う。特に社会教育主事は、専門性が調整力や企画力などの通常の行政職員にも通用するようなあいまいなもの。それだけにそれをバックアップし、理論づけるシステムについて、国や県、社会教育関係者はどう解説していくのかが大事。
- いくら資格があっても、地域に根を張っていない、地域の人々とのネットワークがないところではそれを活かした活動をすることはできない。
- 社会教育主事の力が低下し、人数も減っているが、だから社会教育主事をもう一度再教育せよとは思わない。地域の中でいろいろな力をコーディネートして解決する役割は絶対に必要だが、それを従来の社会教育主事だけが担う必要はない。その地域で求められる役割や機能をどう実現させるかが大事で、後から資格や名称は付ければ良い。それを教育委員会という枠組みでやる必要もない。どう考えても首長部局との連携が必要。枠組みを一度取り払って、地域の中で本当に必要な役割・機能・人材をどうやったら一番うまく育てられるかという観点から考え直すべき。教育委員会の中で安住してはだめになる。他の人たちと他流試合をやって、それに打ち勝てるパワー、スキル、センスを身に付けるべき。
- 社会教育主事、司書、学芸員等の資格取得に関して、共通基盤となる教育内容を考えるべきとの議論を2、3年前に行ったが、具体的に検討すべき。図書館屋さんは図書館のことだけを一生懸命にやるのではなくて、3、4割は意識改革できるような融合した部分を増やしていくべき。
- 施設職員の専門性向上のために、レベルにあった研修プログラムの開発や研究の環境整備が必要。
- 例えば社教主事の本来の仕事を司書が行うなど、競争原理を働かせないと、資格に安住してはいつまでもお互いのレベルは上がらない。

- 公立博物館は事務職出身の館長が多く、現場の学芸員から上がることは少ない。そのため博物館の使命とか役割がすぐに理解されないことが多い。
- 地域のコアになる人材について。やりたい人は地域にはたくさんいると思うが、それを周囲が理解して支えてあげられる仕組みが必要。
- 当事者たちが、今地域の中で自分ができることは何か、求められていることは何かを考え、行動しない限り、周囲が何かシステムを作ってくれたり、国が基準を作ってくれないと自分たちは動けないという発想ではだめだと思う。

(第58回)

- とともに学び合いながらソーシャルキャピタルをつくっていくためのコーディネーターとして、社会教育主事や司書、学芸員という存在がある。これらの者の力量を高める上で現職研修も必要だが、あまりスーパーマンを求めるのではなく、住民たち自身が力量を高めて地域の問題解決に力を発揮してもらうことが有効で、強い市民社会をつくるためには社会教育の機能がますます必要。
- 特定の分野だけでなく全体を見渡せる高い専門性を持った人材が求められている。教育、福祉、就労、保健、医療、まちづくりなど広く目配りできる人材が必要な中で、社会教育に特化して議論することでよいのか。社会教育はどんなに拡大しても「教育」とどまってしまう。教育課題が他の分野と非常に関わりがあることを十分に理解して、民間も含めた人材養成を考えることが必要。
- 人材については、大学での養成に期待するのではなく、現に働いている司書、学芸員、社会教育主事たちの意識を変えて切磋琢磨させていくことが必要。
- 司書や学芸員を首長部局に移管しようとする発想はおそらく自治体にはない。一方、社会教育主事の立場でやっていることについては、首長部局でも人材を育て、職員全員でやるべきと考える。様々な関係者と地域コミュニティづくりを進める中で職員は育つ。今の社会教育主事養成の講習だけでは人材は育たないのではないか。
- 教員が学校支援地域本部に関わることによって、教員自身が見事変わっている。地域とともに学校運営をしていくために必要な感覚を、現場の教員が養う貴重な機会が派遣社会教育主事制度。社会教育主事有資格者が激減しているが、その中で栃木県は、現場の職員の中で有資格者が千人を超えた。社会教育主事講習への参加旅費を県費負担するなどの取組がこうした成果を生んでいる。有資格者が各学校で地域との関わりを深めており、社会教育主事制度の利点が社会教育にとどまらないことを国がもっとアピールしてほしい。

(第59回)

- 「人づくり」を担う行政職員のレベルを上げ、ソーシャルキャピタルの高い職員を

いかに育てるかが課題。社会教育主事がそれを担えるのならば任せたい。

- 地域の人材がリーダーとなって活躍するとき、社会教育主事のスキルが問われる。感覚的な精神論ではなく、具体的なスキルとツールを身につけることで、地域に不可欠な人材となる。
- 行政の専門家でなくとも、地域の人材の能力を高めることが重要で、それが学習成果の活用にもつながる。学習の入口と出口をきちんとアドバイスできる（学習相談）人材を育成する必要がある。
- 社会教育の改革は、EUで言うノンフォーマル教育の機会をいかに作り、その中で次の世代をいかに育てるかという観点から考えるべき。このような改革の中で、社会教育主事が地域における課題解決を担う人材として認識されるためには、スキルとツールを見直すことが必要。社会教育主事に代わる新たな人材を育成する方法もある。
- 山梨県では、社会教育主事がコーディネーターとなって、産業界などの様々な人間が意見交換する場を作っている。優れた取組だが、現状の社会教育主事がもつスキルではこのような取組を行うには足りない。
- 行政の専門家でなくとも、地域の人材の能力を高めることが重要で、それが学習成果の活用にもつながる。学習の入口と出口をきちんとアドバイスできる（学習相談）人材を育成する必要がある。
- まちづくりを進めるうえでまず必要なのは「人づくり」であり、核となるリーダーの養成。公共施設は全て学びの場であり、このような場を通じて人と人を結ぶネットワークを構築することが重要。このためには、住民と行政職員の意識改革が必要となる。

（第64回）

- 先の法改正をふまえても、社会教育主事の役割は極めて重要。対外的にもその重要性をアピールしていくためには、「まちづくり主事」など、ネーミングから変える必要がある。それぞれの地域のもつ資源や人材をどう活用していくかを計画し、様々な主体と連携しつつまちづくりを実現していくことが求められている。
- 専門人材の育成については、現行の単線型の課程でなく、様々な経歴の人材が参入することが可能となる複線型がのぞましい。夜間大学院や社会人大学院のほか、放送大学での大学院教育のようなものを活用し、職歴や学歴によらず、地域の活性化に関心を持った人が専門的人材として養成できる仕組みについて考えるべき。
- 社会教育の専門職としては社会教育主事だけが制度化されており、そこにすべての議論が集中してしまっているが、たとえば、各大学で生涯学習を支援するための様々な資格養成も行われており、それらを奨励することも必要。

- 社会教育主事は人口に比して一定の割合で必要。数が多ければ良いというものではなく、社会教育主事がリーダーとなるだけで地域で様々な活動が進むわけではない。地域で主体的に動く人材を生み出すための黒子やアドバイザーとなり、人材を支え、育てていくという役割を果たしてほしい。
- 学習スタイルの転換が必要。そこで鍵となるのは専門的な職員であり、専門的職員のファシリテーションを学習スタイルにどう組み込んでいくかが重要。熟議よりもさらに一歩踏み込んだファシリテーションができるようなスタイルに変わっていかねばならない。
- 学んだことを活かして社会で活動するという点では、生涯学習の場で、専門職でなくとも果たせる役割はたくさんある。それぞれのできることを持ち寄り、地域をよくしていくための参加させることが大切。
- 専門家を育成するのではなく、すべての住民がファシリテーターとなり、自らの課題を発見し、解決していけるようなスタイルを目指すべき。
- 地域の資源が豊富な土地では、生涯学習の場となる施設や機会も多く、かなり高いレベルの住民が集まっており、様々な分野で新しいタイプの活動や団体が生まれている。そういった地域で求められていく人材とは、地域のもつ資源をしっかりと把握した上で、地域のニーズを把握し、それに対応していくためのプランニングや、ヒト・モノ・カネのコーディネート、ファシリテートをする能力のある人材。こういった能力を持った人が育ってきており、社会教育とは違う分野で動いていることもある。
資源が豊富な地域とそうでない地域では、社会教育の在り方も違っており、必要な人材の在り方や育て方も違う。社会教育主事を強化することもあれば、全く新しいタイプの人材の育成をすることもあり、多様な在り方の中で社会教育をどう展開していくかを考える必要がある。
- 地域に必要なコーディネーターの資質は、その人がもつネットワークによるところが大きい。退職してから地域に参画しようと思ってもなかなか難しいことが多く、参画がスムーズでネットワークを築きやすい若いうちから地域に関わりやすい環境をつくることが重要。